

令和4年度社会福祉推進事業

無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究事業

報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社



目次	
I. 背景・目的	1
1. 背景	1
2. 目的	2
II. 研究会の設置	3
III. 無料低額宿泊所の現状	4
1. 無料低額宿泊所について	4
(1) 無料低額宿泊所の定義	4
(2) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	5
(3) サテライト型住居	6
(4) 日常生活支援住居施設	8
2. 無料低額宿泊所の設置数・分布について	10
3. 事前届出制について	11
(1) 無料低額宿泊所の事前届出制の概要	11
(2) 他の届出制度等との比較	13
IV. アンケート調査結果	18
0. アンケート調査の概要	18
(1) 調査対象・回収数	18
(2) 調査方法	18
(3) 調査期間	18
(4) 調査結果の表記における留意事項	18
1. 自治体の基本情報について	20
(1) 無料低額宿泊所の届出数〔問1(1)〕	20
(2) 無料低額宿泊所に関する条例等の有無〔問1(3)〕	22
2. 無料低額宿泊所の事前届出制について	23
(1) 条例等における無料低額宿泊所の届出に関する規定の有無〔問2〕	23
(2) 無届施設等の有無・数	24
(3) 無届施設等に関する情報収集や届出勧奨の方法	28
(4) 令和2年度以降に行った調査・届出勧奨の詳細	33
(5) 無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題〔問9〕	44
3. 無料低額宿泊所のサテライト型住居について	47
(1) 条例等における無料低額宿泊所のサテライト型住居に関する規定〔問10〕	47
(2) サテライト型住居の設置有無・設置数〔問11(1)①②〕	48
(3) サテライト型住居の設置に関する事前相談の受付状況(複数回答)〔問11(2)〕	49
(4) サテライト型住居の設置に向けて事業者が懸念しているポイント〔問12〕	50
V. インタビュー調査結果	51
0. インタビュー調査の概要	51
(1) 調査対象	51
(2) 調査内容	51
1. 事前届出制について	52
(1) 自治体・福祉事務所へのインタビュー結果	52
(2) 事業者へのインタビュー結果	55
2. サテライト型住居について	56
(1) 自治体へのインタビュー結果	56
(2) 事業者へのインタビュー結果	56
VI. まとめ	58
1. 無料低額宿泊所の事前届出制について	58
(1) 事前届出制の現状	58
(2) 届出促進に向けた検討課題	60
2. 無料低額宿泊所のサテライト型住居について	61
(1) サテライト型住居の現状	61
(2) サテライト型住居の活用に向けた検討課題	62
参考資料1 アンケート調査票	65
参考資料2 有料老人ホームの届出制の変遷について	71



## I. 背景・目的

### 1. 背景

無料低額宿泊所とは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 8 号において規定される「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う社会福祉住居施設である。第二種社会福祉事業に位置付けられており、従来は事業開始後に届出をすることとされていた。しかし、民間賃貸住宅として無届で類似事業を行う事業者などが見られたことから、いわゆる「貧困ビジネス」への対応が求められ、令和 2 年 4 月の社会福祉法の改正によって事前届出制の規制強化などが行われた。

また、令和 4 年 4 月からは、サテライト型住居の制度が開始された。サテライト型住居とは、入居定員が 5 人以上 10 人以下の無料低額宿泊所と一体的に運営される入居定員が 4 人以下の住居のことであり、平成 30 年度の法改正から準備期間を設け、令和 4 年 4 月より実施となったものである。

なお、無料低額宿泊所の事前届出制については、厚生労働省社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）において取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和 4 年 12 月 20 日）において、無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化するための対策を講じる方向での検討が必要であると整理されている。

図表 1 「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」における取りまとめ内容（無料低額宿泊所の事前届出制について）

<p>②無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、居宅移行支援 (現状と課題)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 無料低額宿泊所については、平成 30 年改正法で、いわゆる貧困ビジネス対策として、事前届出制の導入、最低基準の導入、改善命令の創設等、法令上の規制を強化した。無届の事業者に対しては、届出を勧奨するとともに、調査によって不当な行為が発見された場合に事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対する規制を行うことが可能となっている。</li><li>○ 一方で、届出義務自体に罰則はなく、無料低額宿泊所に該当していると考えられる事業者が届出義務を履行しない場合に取りうる措置は、通常、被保護者の受入停止や、現に入居している被保護者への転居指導の実施等にとどまっている。</li></ul> <p>～中略～</p> <p>(対応の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 無料低額宿泊所は、現に住居を求めている生計困難者のために、無料又は低額な料金で居室等を提供するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供するという役割を果たしており、今後とも、適切な利用が図られることが必要である。このため、利用者の保護や事業運営の更なる適正化のため、事業者から都道府県等に対する届出が適切に行われ、事業の実施状況を確実に把握できるようにすることが必要である。こうした観点から、<u>無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化するため、有料老人ホーム等の例も参考としつつ届出義務違反に罰則を創設するなどの対策を講じる方向で検討していくことが必要である。</u></li></ul>
--

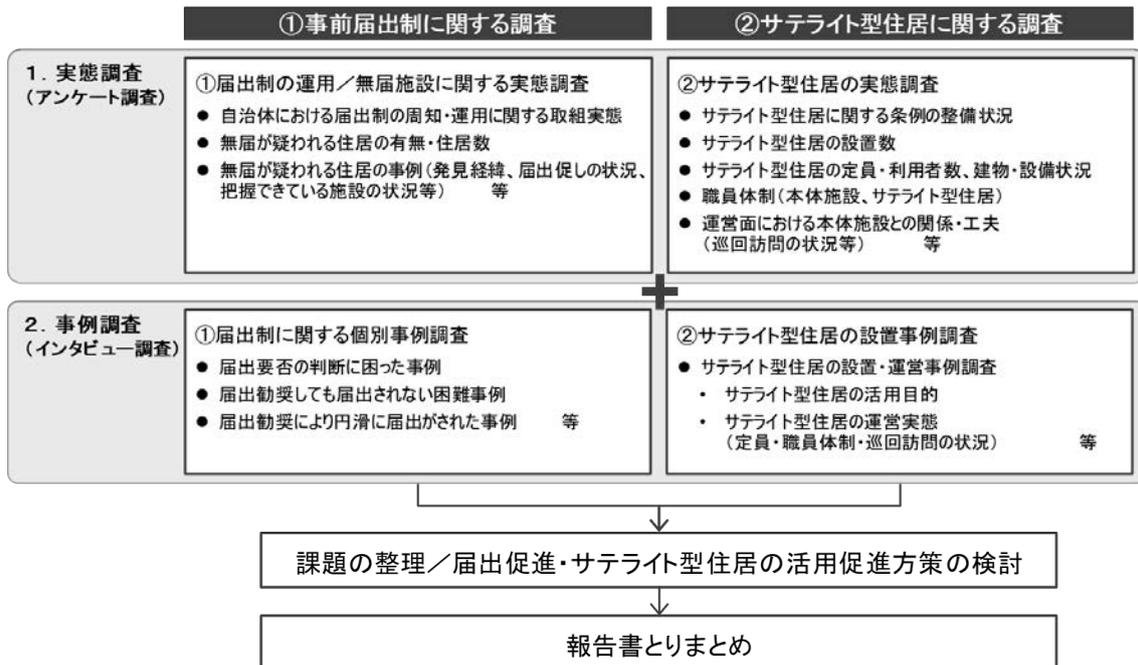
出典：厚生労働省社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」、p. 27-28 より抜粋（下線はPwCにて追記）。

## 2. 目的

先述の背景を踏まえ、本調査研究は無料低額宿泊所における適切な支援を促進する観点から下記2点を目的として実施する。

- ✓ 無料低額宿泊所に係る届出状況、無届の事業所に対する指導状況の実態把握を行い、無料低額宿泊所の事前届出制に係る課題等を整理・検討すること。
- ✓ サテライト型住居の届出状況・運営状況等に関する実態把握を行い、サテライト型住居の活用促進方策を検討すること。

図表 2 事業の全体像



出典：PwC作成。

## II. 研究会の設置

本調査研究事業の設計・推進にあたり、有識者より助言を得ることを目的として研究会を設置し、そこでの議論を踏まえて調査研究を実施した。

研究会の委員構成・各回の議題は以下の通りである。

図表 3 研究会委員・参加者名簿（敬称略）

氏名		所属
委員	太田 匡彦	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	◎ 岡部 卓	明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科 専任教授
	垣田 裕介	大阪公立大学大学院 生活科学研究科 教授
	鴨志田 雅人	埼玉県福祉部社会福祉課 主査（医療保護・生活困窮者支援担当）
	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
	町田 英之	東京都福祉保健局生活福祉部保護課 課長代理（施設担当）
	山田 耕司	特定非営利活動法人抱樸 常務
オブザーバー	上田 泰史	埼玉県福祉部社会福祉課 主任（医療保護・生活困窮者支援担当）
	岡本 直子	東京都福祉保健局生活福祉部保護課 主事（施設担当）
	河合 篤史	厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室 室長
	内野 英夫	厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室 室長補佐
	高橋 愛	厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室 主査
事務局	安田 純子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
	吉野 智	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
	初見 歌奈子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
	熊本 奈那子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

※委員は五十音順、◎は座長。

図表 4 研究会開催概要

回数	開催日	主な議題
第1回	令和4年 8月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究の目的・内容の共有</li> <li>アンケート調査項目に関する検討</li> </ul>
第2回	令和4年 9月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査項目に関する検討</li> </ul>
第3回	令和4年 10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査結果（速報値）の報告</li> <li>インタビュー調査結果の報告①</li> </ul>
第4回	令和5年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査結果（確報値）の報告</li> <li>インタビュー調査結果の報告②</li> <li>取りまとめ内容の検討</li> </ul>

### Ⅲ. 無料低額宿泊所の現状

#### 1. 無料低額宿泊所について

##### (1) 無料低額宿泊所の定義

無料低額宿泊所とは、第二種社会福祉事業のうち、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 8 号において規定される「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う社会福祉住居施設である。

具体的には、直ちに単身での居宅生活が困難な方に対し、居宅生活が可能な状況になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない方に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担っている。

無料低額宿泊所の範囲は令和元年厚生労働省令第三十四号「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」第二条で定められており、基本的には「入居の対象者を生活困窮者に限定していること」や「入居者のおおむね半分以上が被保護者であること」、「利用者から利用料を受領してサービスを提供していること」のいずれかに該当すること、さらに居室使用料が基準額以下の場合であることが無料低額宿泊所に該当する条件である。

図表 5 無料低額宿泊所の規模・範囲等

<p>(規模)</p> <p>第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(無料低額宿泊所の範囲)</p> <p>第二条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。</p> <p>イ <u>入居の対象者を生計困難者に限定していること</u>（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。</p> <p>ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。</p> <p>ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。</p> <p>二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。</p> <p>～中略～</p> <p>(状況把握)</p> <p>第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。</p>
---

出典：令和元年厚生労働省令第三十四号「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」第二条（下線はPwCにて追記）

## (2) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、従来はガイドライン（通知）で定められていたが、改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、最低基準を定めた省令（令和元年厚生労働省令第三十四号「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」）が令和元年8月に公布、令和2年4月に施行された。

同省令では、職員配置基準（図表7）のほか、設備や居室面積、防火・防災対策、利用手続き・利用料金の適性化、長期入居の防止・居宅生活移行などについての基準が定められている。

また、無料低額宿泊所の運営財源は入居者から受領する利用料（家賃、基本サービス費等）によって賄われる。

図表6 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（最低基準）について	
<p>○ 改正社会福祉法（平成30年6月成立）の規定に基づき、これまでガイドライン（通知）で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、最低基準を創設。（令和2年4月施行）</p> <p>※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。</p> <p>※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。</p>	
事業範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。</li> </ul>
居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上とする。</li> <li>・多人数居室や簡易個室は、施行後3年（令和5年（2023年）3月）の間に解消する。</li> </ul>
防火・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。</li> <li>・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。</li> </ul>
利用手続き・利用料金の適性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。</li> <li>・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。</li> <li>・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。</li> <li>・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。</li> </ul>
長期入居の防止・居宅生活移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。</li> <li>・契約期間は1年以内（更新可）とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。</li> <li>・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。（※令和4年4月施行）</li> </ul>

出典：厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第18回）」資料1（p.41）より抜粋。

図表7 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を除く）の職員等の資格要件・配置基準

<p>（職員等の資格要件）</p> <p>第六条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。</p> <p>3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であってはならない。</p> <p>～中略～</p> <p>（職員配置の基準）</p> <p>第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。</p> <p>2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。</p>
--

出典：令和元年厚生労働省令第三十四号「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」第六条・第十三条

### (3) サテライト型住居

平成 30 年の生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律によって、無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が 5 人以上 10 人以下のものに限る。以下「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設として、サテライト型住居を設置することが可能となった。

サテライト型住居は入居定員が 4 人以下、利用期間は原則として 1 年以下とされており、本体施設からサテライト型住居までの移動時間は、おおむね 20 分で移動できる範囲が上限とされている。また、サテライト型住居は本体施設の職員数・保有資格によって、その設置数・定員数の基準が定められている。（図表 8）

サテライト型住居は、入居者が一般居宅での生活と同様に生活することで、一般居宅への円滑な移行を図るために活用されるものである。そのため、無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかではない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、サテライト型住居の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等が想定されている。サテライト型住居では、居宅生活の準備等を行う観点から、食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会の確保をする等、できる限り入居者本人自身が行うよう努めることとされており、巡回による支援が想定されている。

図表 8 サテライト型住居の設置に係る基準（施設数・定員数）

（サテライト型住居の設置）

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの（入居定員が四人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

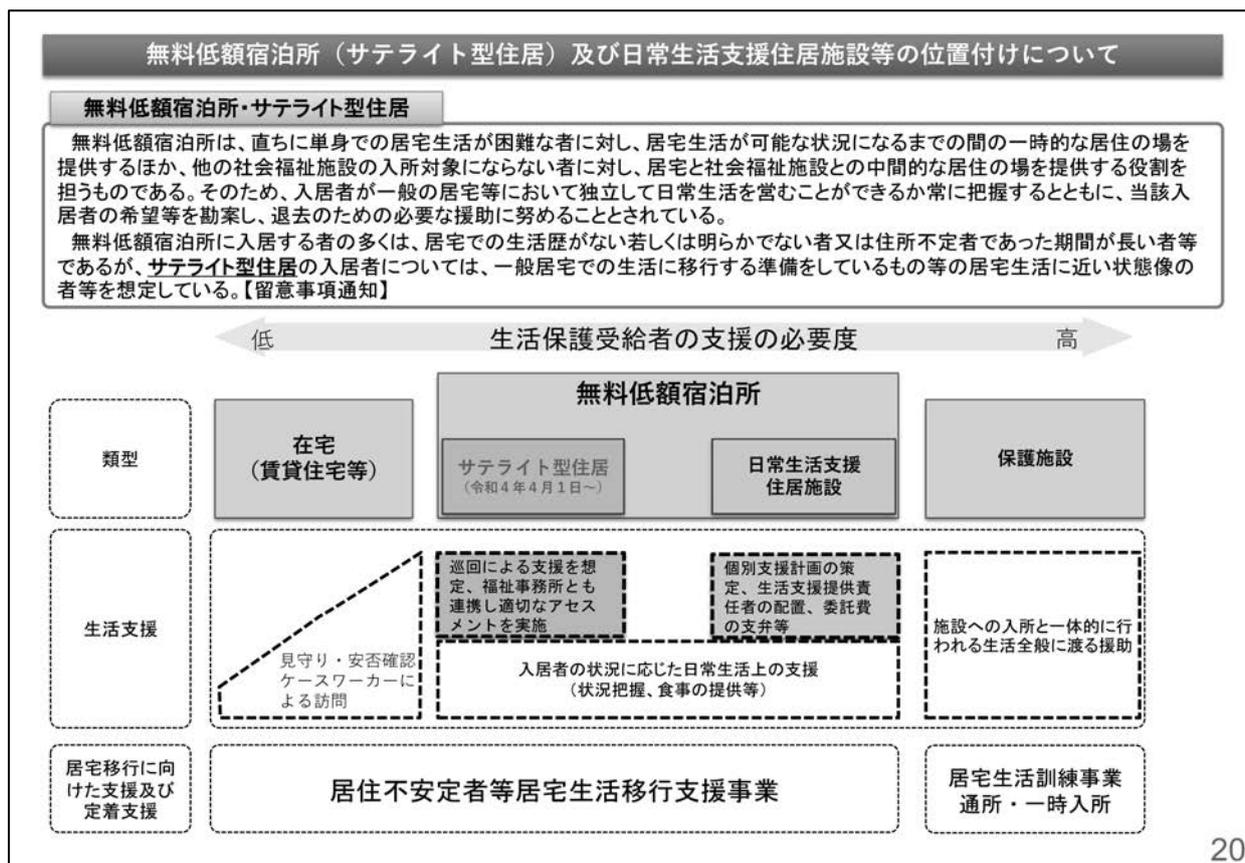
一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

出典：令和元年厚生労働省令第三十四号「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」第六条・第十三条

図表 9 無料低額宿泊所（サテライト型住居）及び日常生活支援住居施設等の位置付けについて



出典：厚生労働省「第4回生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」資料1（p.20）より抜粋。

#### (4) 日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所のうち、被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなどの一定の要件を満たす施設であり、都道府県知事が認めたものを日常生活支援住居施設という。

日常生活支援住居施設の支援対象者は「生活能力等に課題があるために居宅では日常生活を営むことが困難であるが、心身の状況等から社会福祉施設の入所対象にはならないと福祉事務所が判断した者」である。

また、日常生活支援住居施設の運営者が入居者に対する個別的・専門的な日常生活支援を行うにあたっては、当該被保護者の保護の実施機関から日常生活支援委託事務費が支弁される。そして、より手厚い支援が必要な入居者に対して適切な支援を行うために職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置が行われる。施設が入居者から受領する利用料（基本サービス費）は月 7,000 円が上限であり、居室面積が狭隘な施設については住宅扶助上限額の減額措置が行われる。

日常生活支援住居施設に関する要件は厚生労働省令第四十四号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」において、以下の通り、定められている。

図表 10 日常生活支援住居施設の認定要件

(認定の要件)

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第三十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること。

二 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設(同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。)であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。

三 第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。

四 当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。

2 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び第二条第四項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第二条第四項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長をいう。以下同じ。)は、法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けようとする施設が主として利用される地域において、日常生活上の支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況からみて認定の必要がないと認めるときは、当該施設の認定をしないことができる。

出典：令和二年厚生労働省令第四十四号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」第一条

図表 11 日常生活支援住居施設の職員配置に関する基準

第三章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第十条 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。

2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法(施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。)で、入所定員を十五で除して得た数以上とする。

3 日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。

4 生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。

一 入所定員が三十以下 一以上

二 入所定員が三十一以上 一に、入所定員が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

5 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第十一条 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。

2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第三十四号)第六条第一項に規定する施設長を兼ねるものとする。

3 日常生活支援住居施設の管理者は、当該日常生活支援住居施設的生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。

(管理者及び従業者の資格要件)

第十二条 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活支援提供責任者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。

3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設的生活支援員(日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。)が、できる限り社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

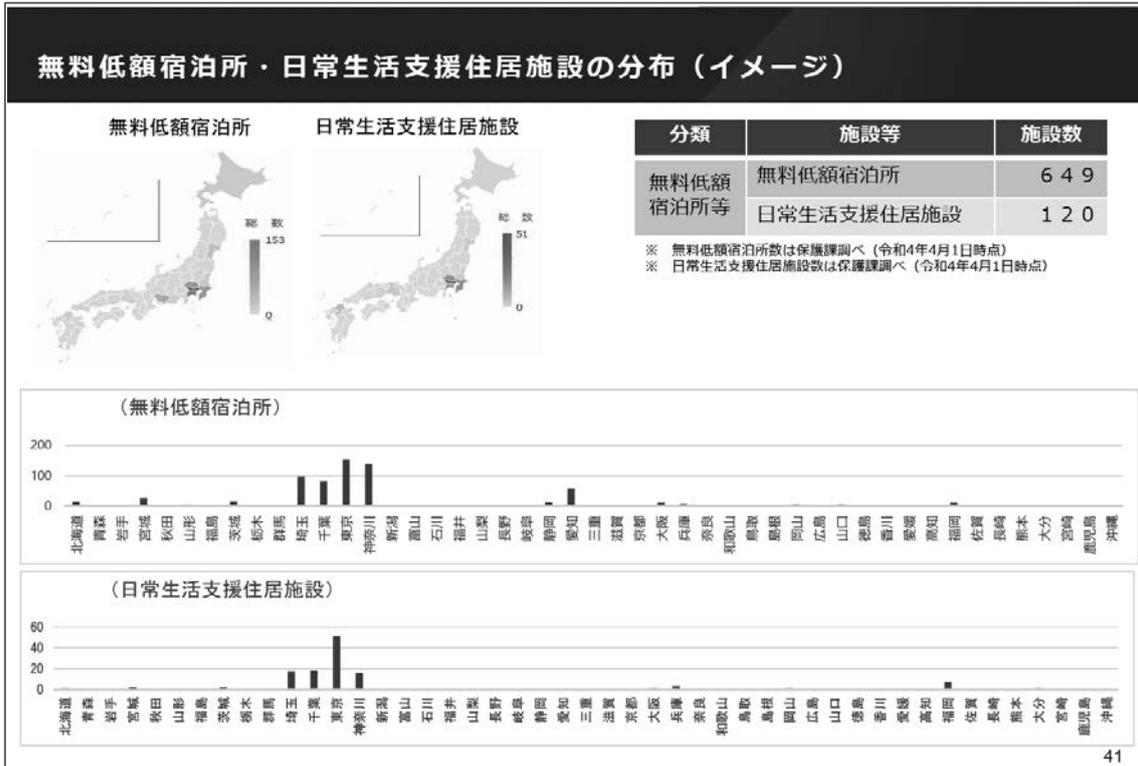
出典：令和二年厚生労働省令第四十四号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」第十条～十二条

## 2. 無料低額宿泊所の設置数・分布について

厚生労働省保護課の調査によると、令和4年4月1日時点では無料低額宿泊所は全国に649施設、日常生活支援住居施設は全国に120施設である。

地域別にみると、無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設ともに首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）に多く分布している。

図表 12 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設の分布（イメージ）



出典：厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第18回）」資料1（p.41）より抜粋。

### 3. 事前届出制について

#### (1) 無料低額宿泊所の事前届出制の概要

##### ① 届出の義務

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第5条に基づき、既存の事業者は令和2年4月1日の施行から一月以内に事業開始の届出を行わなければならないこととされた。

また、市町村又は社会福祉法人が事業を実施する場合は事業開始の日から一月以内に、国、都道府県、市町村、社会福祉法人以外の者が事業を実施する場合は事業開始前に、その施設を設置した地の都道府県知事（指定都市又は中核市において事業を開始する場合は、指定都市又は中核市の長）に届出を行う必要がある。

図表 13 社会福祉住居施設を設置する際の届出に関する規定

<p>(社会福祉住居施設の設置)</p> <p>第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設（以下「社会福祉住居施設」という。）を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 施設の名称及び種類 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 三 条例、定款その他の基本約款 四 建物その他の設備の規模及び構造 五 事業開始の年月日 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</p> <p>2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。</p>
--

出典：社会福祉法（昭和26年法律第45号）第六十八条

## ②無届の無料低額宿泊所への対応

無届の無料低額宿泊所については、自治体が届出を勧奨するとともに、調査によって不当な行為が発見された場合には事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対する規制を行うことが可能であるが、届出義務を遵守しない場合の罰則は存在しない。

ただし、第 I 章でも述べたように、無料低額宿泊所の事前届出制については、厚生労働省社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）において取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和 4 年 12 月 20 日）において、無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化するための対策を講じる方向での検討が必要であると整理されている。

図表 14 無届の無料低額宿泊所への対応について

無届の無料低額宿泊所への対応について	
<p>○ 無届の無料低額宿泊所については、下記のとおり届出を勧奨するとともに、調査によって、不当な行為が発見された場合には事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対する規制を行うことが可能ではあるが、<b>届出義務に罰則はない。</b></p>	
<p><b>無届の無料低額宿泊所への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該事業所の事業者が「社会福祉事業を営業者」に該当するとの相当程度の心証が得られる場合に調査を実施（社会福祉法（以下「法」）第70条）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 相当程度の心証とは、都道府県等が「実施機関からの情報及び公表情報の情報収集」及び「任意の調査の実施」の方法により可能な限り情報収集を行った結果、当該事業所について無料低額宿泊所に該当すると総合的に判断できる程度の心証が得られることで足りるもの</li> </ul> </li> <li>○ 上記情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行う。</li> <li>○ 口頭による届出の勧奨を行っても、当該事業所の事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの学証資料を提出するように求める。</li> <li>○ 上記届出の勧奨を行っても、なお拒否する場合には、被保護者の紹介を停止、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援。</li> <li>○ 当該事業者が、「その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき」に限り、事業の制限又は停止を命令（法第72条第3項）。</li> </ul>	
<p>(出典1) 社会福祉法（抄） （社会福祉住居施設の設置） 第68条の2（略） 2 都、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。 （調査） 第70条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を営業者に対し、必要と認められる情報の提供を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。 （認定命令） 第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、若しくは同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設又は第68条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をして社会福祉事業を営業者の施設が、第65条第1項又は第68条の2第1項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を営業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。（許可の取消し等） 第72条 3 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項、第68条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営業者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者であることを制限し、又はその停止を命ずることができる。</p>	<p>(出典2) 「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」（令和2年12月11日社保保発1211第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）</p>
43	

出典：厚生労働省「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第18回）」資料1（p.43）より抜粋。

## (2)他の届出制度等との比較

### ①無料低額宿泊所、有料老人ホーム及び保育施設の届出制の比較

無料低額宿泊所制度における事前届出制のあり方を検討するに際して、まずはその特徴を把握する趣旨から、厚生労働行政の施策の中で、無料低額宿泊所と同様に、事業開始時や施設設置時に届出を行うこととしている有料老人ホーム及び認可外保育施設と比較を行う。

#### A. 届出のタイミング

先述の通り、無料低額宿泊所を設置して、第二種社会福祉事業を經營しようとする者は、市町村又は社会福祉法人である場合は事業開始の日から一月以内に、国、都道府県、市町村、社会福祉法人以外の者である場合は事業開始前に、無料低額宿泊所を設置しようとする地の都道府県知事（指定都市及び中核市においては、指定都市及び中核市の長）に届出を行うことが必要である。

開設時の手続きとして、まず有料老人ホームにおいては、施設を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、施設の名称や設置しようとする者の氏名等を届け出ることとされている。一方で、認可外保育施設では、その設置者は、その事業の開始の日から一か月以内に都道府県知事に対して施設の名称、設置者の氏名、建物の設備の規模及び構造等を届け出ることとされている。届出制の中でも、届出を行うタイミングは、事業開始前や施設設置前に行うものと、事業開始後に行うものに分かれており、規制の程度が異なることがわかる。

図表 15 有料老人ホーム及び保育施設の届出制との比較

	無料低額宿泊所		有料老人ホーム		保育所等	
	日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設	特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合	認可外保育施設	認可保育所	
開設時の手続	事業開始前に届出 (社会福祉法第68条の2) ※市町村又は社会福祉法人は事業開始の日から一か月以内に届出	左記届出+認定 (日常生活支援住居施設に係る厚生労働省令(※)第2条)	設置前に届出 (老人福祉法第29条)	左記届出+指定 (介護保険法第70条)	事業開始の日から一か月以内に届出 (児童福祉法第59条の2)	認可 (児童福祉法第35条第4項)
届出事項	施設の名称・種類 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 定款等の基本約款 建物その他の設備の規模及び構造 事業開始の年月日 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	-	施設の名称・設置予定地 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地 その他厚生労働省令で定める事項	-	施設の名称・所在地 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 建物その他の設備の規模及び構造 事業を開始した年月日 施設の管理者の氏名及び住所 その他厚生労働省令で定める事項	名称、種類及び位置 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 事業の運営についての重要事項に関する規程経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 収支予算書 事業開始の予定年月日 設置する者の経歴及び資産状況明らかにする書類 保育所を設置しようとする者が法人である場合には、その法人格を有することを証する書類を法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
開設の手続を経ずに開設した場合の罰則の有無	×	認定を受けずに日常生活支援住居施設を開設することの罰則はない	○：30万円以下の罰金 (老人福祉法第40条第1号)	指定を受けずに特定施設入居者生活介護を行うことの罰則はない	○：50万円以下の過料 (児童福祉法第62条の4)	無認可施設に対して立入検査、公表、閉鎖命令等の措置が可能(児童福祉法第59条)
定期的な報告及び報告事項の公表制度の有無	×	-	○：一年に一回以上、運営状況に関する情報等を都道府県知事に報告しなければならない。都道府県知事は、報告された事項を公表しなければならない。 (老人福祉法第29条第11項、第12項、同法施行規則第21条の3)	-	○：毎年、施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。都道府県知事は、毎年、報告に係る施設の運営の状況や児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表する。 (児童福祉法第59条の2の5)	一年に一回以上の実地検査 (児童福祉法施行令第38条)
運営財源	利用者自己負担	利用者自己負担に加えて、日常生活支援委託事務費が受けられる	利用者自己負担	利用者自己負担に加えて、介護報酬が受けられる	原則利用者自己負担(企業主導型保育事業や認可移行時には助成あり、自治体によってはあり)	施設型給付費(委託費)

出典：PwC作成。

### (※) 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令

#### (参考) 公的報酬を得るための要件

無料低額宿泊所、有料老人ホーム及び認可外保育施設は、その事業開始や施設設置に際しては、上述の通り、比較的規制の程度が低い届出を行うことで足りるが、運営にあたって公的な報酬を受けするためには、さらに追加の要件を満たすことが必要となる。無料低額宿泊所については、届出に加えて都道府県知事から日常生活支援住居施設としての認定を受けることで日常生活支援委託事務費を、有料老人ホームや保育施設については、都道府県知事から指定や認可を受けることで公的報酬を受けることが可能となる。

## B. 届出を行わなかった場合の罰則

無料低額宿泊所の事業開始時に届出を行わなかった場合については、社会福祉法上は罰則が設けられていないものの、有料老人ホームに関しては 30 万円以下の罰金が、認可外保育施設に関しては 50 万円以下の過料が科されることとされている。同じ届出制の中でも、届出を行わなかった場合における罰則の有無、罰則内容（罰金か過料か）、またその金額について多岐にわたることが窺える。

## C. 事業運営実態の報告制度

有料老人ホーム及び認可外保育施設に関しては、その設置者による定期的な報告制度及び都道府県知事によるその報告内容の公表制度が設けられている。

具体的には、有料老人ホームの設置者は、居室の状況や介護の内容等、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要な情報を、一年に一回以上、当該施設の所在地の都道府県知事に対して報告しなければならないこととされている。また、都道府県知事は、その報告を受けた事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとされている。認可外保育施設の設置者についても同様に、毎年、施設の運営の状況を都道府県知事に報告し、また、都道府県知事は、毎年、報告に係る施設の運営の状況その他児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表することとされている。

無料低額宿泊所に関しては、都道府県知事による調査の一環として、都道府県知事はその経営者に対して、必要と認める事項の報告を求められることができる仕組みはあるものの、定期的に報告を行う制度や、その報告内容を公表する制度は社会福祉法上設けられていない。

## D. 調査や改善命令に係る罰則

届出そのものに係る論点ではないものの、有料老人ホームに関しては、都道府県知事が事業経営者に対して調査や改善命令を行うことが可能である旨が老人福祉法にて規定されており、事業経営者が調査に協力しなかった場合や、改善命令に従わなかった場合における罰則が設けられている。一方で、無料低額宿泊所に関しては、調査や改善命令に係る規定はあるものの、事業経営者が調査に協力しなかった場合や、改善命令に従わなかった場合についての罰則は設けられていない。

図表 16 調査や改善命令に係る罰則の比較

	無料低額宿泊所		有料老人ホーム	
	根拠条文 (社会福祉法)	罰則の有無	根拠条文 (老人福祉法)	罰則の有無
届出	第 68 条の 2 第 2 項	・無	第 29 条第 1 項	・有 (第 40 条第 1 号) ・ 30 万円以下の罰金
質問・調査	第 70 条	・無	第 29 条第 13 項	・有 (第 40 条第 1 号) ・ 30 万円以下の罰金
改善命令	第 71 条	・無	第 29 条第 15 項	・有 (第 39 条) ・ 6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金
制限・ 停止命令	第 72 条第 3 項	・有 ・ 6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金	第 29 条第 16 項	・有 (第 38 条) ・ 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

出典：PwC 作成。

## E. 届出制と許認可制の比較

届出制は、国民がある行動をとる前又は後に、行政機関への届出を義務付ける仕組みであり、行政庁の諾否の応答を求めるものではなく、情報を提出する義務を課すに留まるものである。それに対して、届出制以外の規制の枠組みである許可制や認可制では、許可及び認可の処分を求めるために申請を行うこととされており、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされていることから、規制の度合いとしては届出より強いこととなる。具体的には、許可制とは、ある種の国民の活動を一般的に禁止したうえで、国民からの申請に基づき審査を行い、一定の要件に合致する場合、禁止を具体個別的に解除する法的仕組みとされている（実定法上は、許可、承認、認定等、用語は不統一である）。また、認可制とは事前規制の中で、法律行為の内容を行政庁が個別に審査し、当該行政庁が効力を発生させる意思表示が法律行為の効力を補充して効力を完成させる仕組みをとる仕組みとされている<sup>1</sup>。

## ②届出制のバリエーション

届出制とは本来、行政庁に諾否の応答を求めるものではなく、情報を提出する義務を課すに留まるものとされている。しかし、中には、行政庁から届出に対する応答を行うような仕組みや、事後的に勧告を行うような仕組みが規定されているものがあるため、以下にその一例を記載する。

### A. 行政庁からの応答がある例（店舗型性風俗特殊営業—風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律—）

店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、代表者の氏名等を記載した届出書を提出しなければならないこととされている。

届出制は、上述の通り、行政庁の諾否の応答を求めるものではなく、情報を提出する義務を課すに留まるものであるが、同法では、公安委員会は、届出書の提出があったときは、その旨を記載した書面を交付しなければならないこととされており、行政庁からの応答のようなものが必要とされている。

### B. 施設設置計画の変更又は廃止（汚水又は廃液を排出する施設の設置—水質汚濁防止法—）

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、汚水又は廃液を排出する施設を設置しようとする場合等は、その施設の構造等を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

当該届出に関して、都道府県知事は、排出水の汚染状態が基準に適合しないと認めるとき等は、届出に係る当該施設の設置に関する計画等の変更又は廃止命令をすることができるとされている。

### C. 事後的な勧告がある例（土地区画形質等の変更—都市計画法—）

特定の地区計画が定められている区域において、土地の区画形質の変更等を行おうとするものは、その行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所等を市町村長に届け出なければならないこととされている。

当該届出に関して、市町村長は、届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、届出をしたものに対して設計の変更等必要な措置をとることを勧告することができるとされている。

### D. 勧告及び勧告に従わない場合の公表（障害者雇入れ計画の作成—障害者の雇用の促進等に関する法律—）

雇用する対象障害者労働者数が法定数未満である事業主は、対象障害者の雇入れに関する計画を作成したときは、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。

当該届出に関して、厚生労働省大臣は、以下の対応が可能であるとされている。

- 計画が著しく不相当であると認めるときは、事業主に対してその変更を勧告すること
- 特に必要があると認めるときは、事業主に対して、計画の適正な実施に関して勧告すること
- 事業主が正当な理由がなく、勧告に従わないときは、その旨を公表すること

<sup>1</sup> 宇賀克也「行政法概説 I 行政法総論（第7版）」有斐閣、2022年、p. 94, 102, 111.

### ③届出制度を強化した事例（有料老人ホームの場合）

無料低額宿泊所の今後の届出制のあり方を検討するための一助として、有料老人ホームの届出強化の変遷について調査した。

有料老人ホームは、1963年に老人福祉法が制定され、法律上に有料老人ホームが位置づけられた時点から、入居者保護の観点から届出制とされていた。この時点においては、届出義務の対象となるのは、「10人以上の食事提供等の便宜を供与する老人の入所施設」とされ、また、事後届出制であった。

その後、1990年に有料老人ホーム設置運営指針の全面改定により、事後届出制が事前届出制に変更され、また、行政による改善命令の仕組みが導入された。また、2006年には、届出逃れを防止する趣旨から、届出が必要となる施設を「1人以上の介護、食事提供、家事援助、健康管理のうちいずれかの便宜を供与する老人の入所施設」に拡大している。

2009年には、未届施設にて火災が発生し、入居者10人が亡くなるという事件が発生した。当該施設が耐火建築でなかったことや当直職員が1人だったこと、食堂入口を施錠して避難不可能であったこと等から、事業者責任が浮上し、未届施設が改めて注目されることとなった。同年からは、厚生労働省による有料老人ホームのフォローアップ調査が開始され、以後毎年度実施されている。

2011年には、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、従前の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅を一本化したサービス付き高齢者向け住宅制度が創設された。サービス付き高齢者向け住宅は従前のルールを踏襲し、登録制度として施行されたが、有料老人ホームと概念が重なることから、いずれか一方にて登録又は届出をすれば足りることとされた。

2015年には、有料老人ホーム標準指導指針の見直しにより、既存建築物改修型ホームや小規模ホームに対する施設基準・運営基準の運用を弾力化し、代替措置や将来の改善計画等の許容、定期的地域交流の運営懇談会への代用等が可能となった。

2021年には、届出に係る都道府県と市町村の連携の仕組みが強化され、有料老人ホーム届出受領時の都道府県から市町村への通知、未届疑い施設発見時の市町村から都道府県への通知が位置づけられた。

図表 17 有料老人ホームの届出制に係る変遷年表

年	出来事等	概要
1963年	老人福祉法制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上に有料老人ホームが位置づけられた。当初は事後届出制で、届出義務の対象は、「10人以上の食事提供等の便宜を供与する老人の入所施設」とされた。</li> </ul>
1990年	事前届出制及び改善命令の仕組みの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前の事後届出制を事前届出制に変更するとともに、行政による改善命令の仕組みを導入した</li> </ul>
2006年	届出対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出が必要となる施設を「1人以上の介護、食事提供、家事援助、健康管理のうちいずれかの便宜を供与する老人の入所施設」に拡大した</li> </ul>
2009年	有料老人ホームのフォローアップ調査の開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>未届施設にて、火災により入居者10人が亡くなるという事件が発生した。当該施設が耐火建築でなかったこと等から、事業者責任が浮上し、未届施設が注目されるようになった。</li> <li>厚生労働省による有料老人ホームのフォローアップ調査が開始された</li> </ul>
2011年	サービス付き高齢者向け住宅制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、サービス付き高齢者向け住宅制度の登録制度が創設された。サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームは概念が重なることから、いずれか一方にて登録又は届出をすれば足りることとされた。</li> </ul>
2015年	届出の促進に向けた規定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物改修型ホームや小規模ホームに対する施設基準・運営基準の運用が弾力化された</li> </ul>
2021年	届出に係る都道府県と市町村の連携の仕組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホーム届出受領時の都道府県から市町村への通知、未届疑い施設発見時の市町村から都道府県への通知が位置づけられた</li> </ul>

出典：PwC作成。

以上より有料老人ホームの届出制強化の変遷においては、以下2点が窺われ、今後無料低額宿泊所の事前届出制のあり方を検討するに際して、先行する取組として参考とすることが適当であると考えられる。

- 当初は届出対象を限定的にしていたものの、定員要件の廃止や対象サービスの増加による対象の拡大や施設基準・運営基準の運営の弾力化等によって届出を促進してきたこと。
- 自治体において、有料老人ホームにおける届出の状況をよりの確に把握するために、自治体間の連携を強化するといった取組が行われていること。

## IV. アンケート調査結果

### 0. アンケート調査の概要

無料低額宿泊所の事前届出制やサテライト型住居に関する実態把握を目的として、自治体に対するアンケート調査を実施した。

#### (1)調査対象・回収数

無料低額宿泊所設置に係る届出の受領権限がある自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）を対象に、アンケート調査票を送付した。

図表 18 アンケート調査の調査対象数・回収状況

カテゴリ	調査対象数	有効回収数	有効回答率
都道府県	47 自治体	44 件	93.6%
政令指定都市	20 自治体	19 件	95.0%
中核市	62 自治体	61 件	98.4%
合計	129 自治体	124 件	96.1%

#### (2)調査方法

メールにより調査票（Excel 形式）を送付・回収した。

#### (3)調査期間

令和4年9月12日～10月31日

#### (4)調査結果の表記における留意事項

##### ①用語の定義

本アンケート調査では「無届施設」及び「『無届施設』の疑いがある施設」を以下のように定義して調査を実施した。

図表 19 アンケート調査にて用いた用語の定義

用語	定義
無届施設	生活保護受給者をはじめ、何らか生活に困窮している方を5人以上入居させ、「家賃」「共益費」以外に何らかのサービス提供（食事の提供、見守り、相談、生活上の支援等）を行い、その費用を徴収している施設・住居であって無料低額宿泊所の事業開始に係る届出が行われていないもの。
「無届施設」の疑いがある施設	上記の「無届施設」のような運営を行っている施設であると疑われるもの。

## ②集計対象数の表記（「N」及び「n」の使い分け）

また集計表・グラフには集計対象の件数を記載しているが、便宜上、自治体単位の集計の際には「N」と、施設単位の集計の際には「n」と表記している。

## ③地域別集計の際に用いている地域区分

地域別の集計では「首都圏」「中京圏」「近畿圏」「その他」の4区分を用いて集計した。各区分の詳細は以下の通りである。

図表 20 地域別集計の際に用いた区分

都市圏	該当する都道府県
首都圏	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中京圏	岐阜県、愛知県、三重県
近畿圏	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
その他	上記以外の都道府県

## 1. 自治体の基本情報について

### (1) 無料低額宿泊所の届出数〔問 1(1)〕

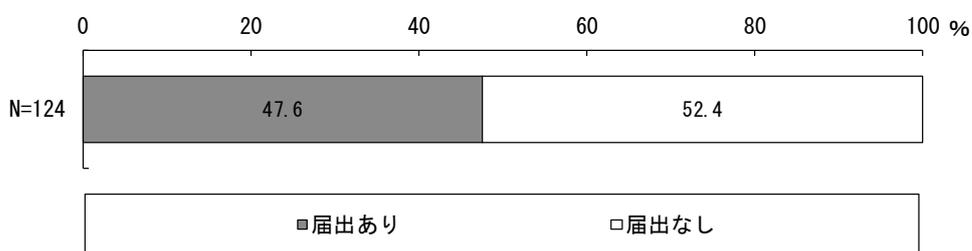
無料低額宿泊所の届出が1件以上ある自治体は全体の47.6%であり、都道府県では54.5%、政令指定都市では89.5%、中核市では29.5%である。

また、無料低額宿泊所の届出数は、全体で平均10.6件、都道府県では平均14.8件、政令指定都市では平均13.4件、中核市では平均2.3件である。

※平均値は無料低額宿泊所の届出が1件以上ある自治体のみで算出した数値

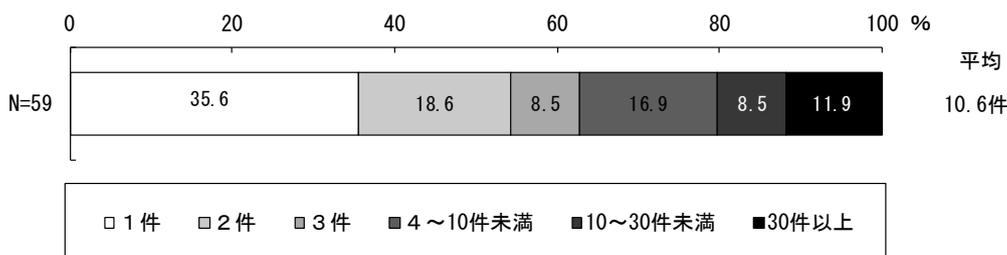
無料低額宿泊所の届出がある自治体のうち、届出数が「30件以上」と回答した自治体は、都道府県では16.7%、政令指定都市では17.6%であるのに対して、中核市では0.0%である。

図表 21 無料低額宿泊所の届出の有無（令和4年9月1日時点）



	割合			
	全体 N=124	都道府県 N=44	政令指定 都市 N=19	中核市 N=61
届出あり	47.6	54.5	89.5	29.5
届出なし	52.4	45.5	10.5	70.5
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0

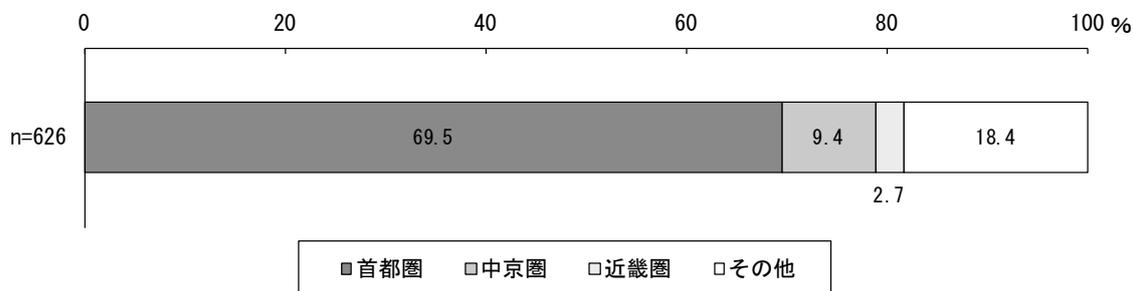
図表 22 無料低額宿泊所の届出数（令和4年9月1日時点）  
（無料低額宿泊所の届出が1件以上ある自治体のみ）



	割合			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18
1件	35.6	25.0	41.2	44.4
2件	18.6	25.0	0.0	27.8
3件	8.5	12.5	0.0	11.1
4～10件未満	16.9	12.5	23.5	16.7
10～30件未満	8.5	8.3	17.6	0.0
30件以上	11.9	16.7	17.6	0.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0
平均(件)	10.6	14.8	13.4	2.3
中央(件)	2.0	2.5	5.0	2.0
最大(件)	142	142	49	9

また、アンケート調査に回答した124自治体について、自治体に届出がある無料低額宿泊所（626件）の地域分布<sup>2</sup>をみると、首都圏が69.5%、中京圏が9.4%、近畿圏が2.7%、三大都市圏以外の地域が18.4%と、首都圏が過半数を占めている。

図表 23 無料低額宿泊所の地域分布（令和4年9月1日時点）【施設単位で集計】



<sup>2</sup> 三大都市圏の定義は、「首都圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」、「中京圏：岐阜県・愛知県・三重県」、「近畿圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県」としている。

(2)無料低額宿泊所に関する条例等の有無〔問1(3)〕

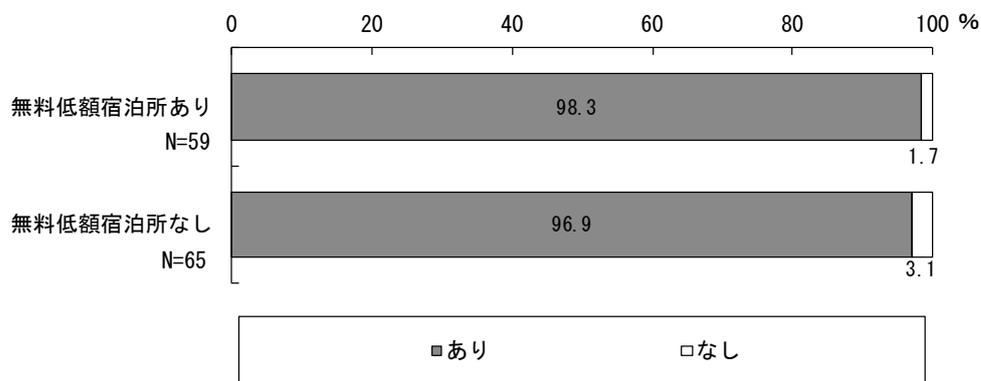
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

無料低額宿泊所に関する条例等がある自治体は全体で 98.3%、都道府県及び中核市で 100.0%、政令指定都市で 94.1%である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

無料低額宿泊所に関する条例等がある自治体は全体で 96.9%、都道府県及び政令指定都市で 100.0%、中核市で 95.3%である。

図表 24 無料低額宿泊所に関する条例等の有無



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	全体	都道府県	政令指定都市	中核市
	N=59	N=24	N=17	N=18	N=65	N=20	N=2	N=43
あり	98.3	100.0	94.1	100.0	96.9	100.0	100.0	95.3
なし	1.7	0.0	5.9	0.0	3.1	0.0	0.0	4.7
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## 2. 無料低額宿泊所の事前届出制について

### (1) 条例等における無料低額宿泊所の届出に関する規定の有無〔問2〕

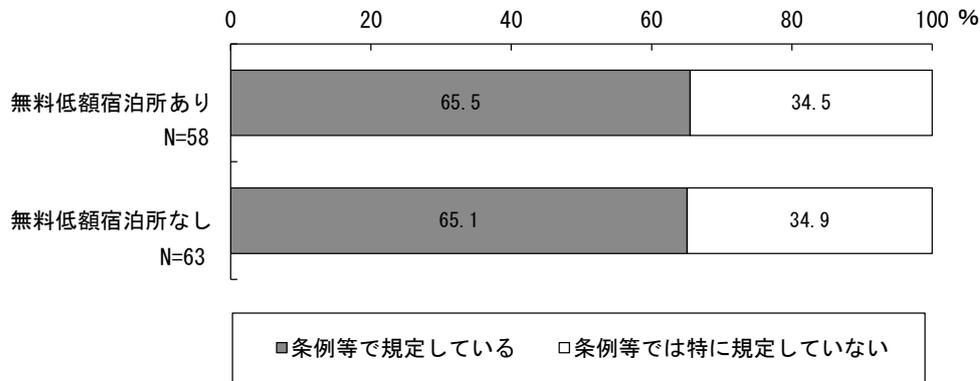
#### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

条例等において無料低額宿泊所の届出について規定している自治体は全体で 65.5%、都道府県で 45.8%、政令指定都市で 68.8%、中核市で 88.9%である。

#### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

条例等において無料低額宿泊所の届出について規定している自治体は全体で 65.1%、都道府県で 65.0%、政令指定都市で 100.0%、中核市で 63.4%である。

図表 25 条例等における無料低額宿泊所の届出に関する規定の有無  
(無料低額宿泊所に関する条例がある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=58	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=16	中核市 N=18	全体 N=63	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=41
条例等で規定している	65.5	45.8	68.8	88.9	65.1	65.0	100.0	63.4
条例等では特に規定していない	34.5	54.2	31.3	11.1	34.9	35.0	0.0	36.6
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2)無届施設等の有無・数

①「無届施設」あるいは「『無届施設』の疑いがある施設」の有無〔問3(1)〕

アンケート調査に回答した自治体のうち、調査回答時点で「『無届施設』がある」と回答した自治体は全体で8.9%、自治体が把握している「無届施設」の数は合計48施設である。

また、調査回答時点で「『無届施設』であることが疑わしい施設がある」と回答した自治体は全体で8.9%、自治体が把握している「『無届施設』であることが疑わしい施設」の数は合計63施設である。

【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

「『無届施設』がある」と回答した自治体は全体で16.9%、都道府県で20.8%、政令指定都市で17.6%、中核市で11.1%である。

また、「『無届施設』であることが疑わしい施設がある」と回答した自治体は全体で15.3%、都道府県で12.5%、政令指定都市で35.3%、中核市で0.0%である。

「上記のいずれも存在しない」と回答した自治体は全体で45.8%、「把握していない」と回答した自治体は全体で25.4%である。

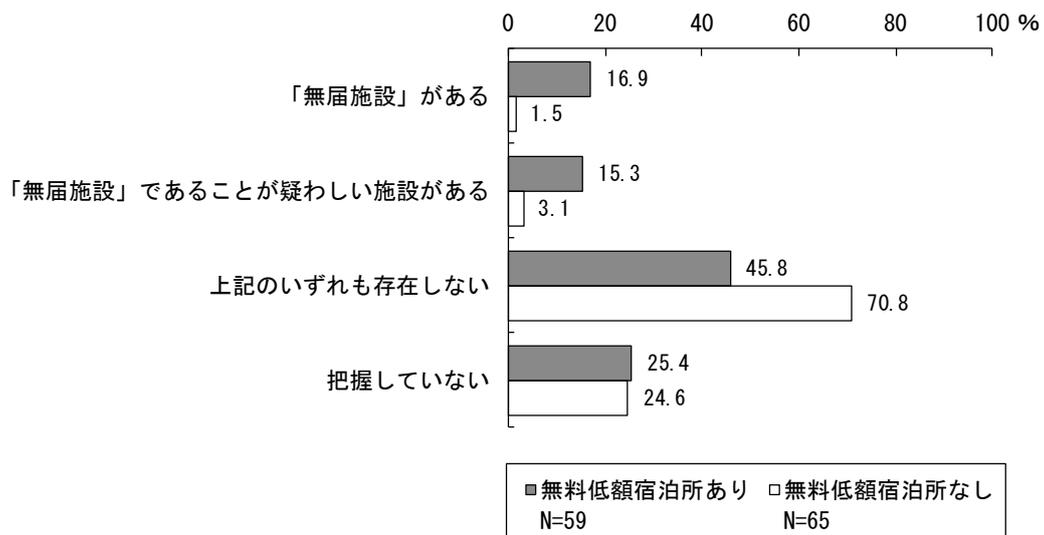
【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

「『無届施設』がある」と回答した自治体は全体で1.5%、都道府県及び政令指定都市で0.0%、中核市で2.3%である。

また、「『無届施設』であることが疑わしい施設がある」と回答した自治体は全体で3.1%、都道府県及び政令指定都市で0.0%、中核市で4.7%である。

「上記のいずれも存在しない」と回答した自治体は全体で70.8%、「把握していない」と回答した自治体は全体で24.6%である。

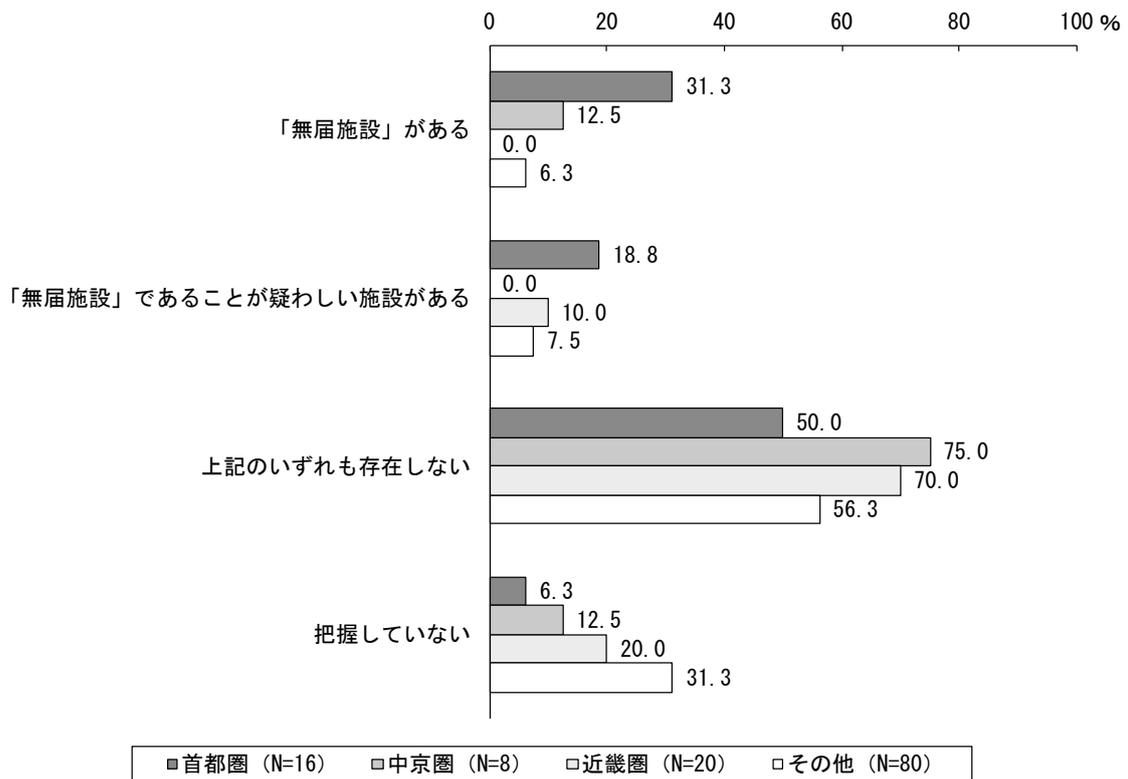
図表 26 回答時点で把握している「無届施設」あるいは「『無届施設』の疑いがある施設」の有無(複数回答)



	割合								
	全体 N=124	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
		全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
「無届施設」がある	8.9	16.9	20.8	17.6	11.1	1.5	0.0	0.0	2.3
「無届施設」であることが疑わしい施設がある	8.9	15.3	12.5	35.3	0.0	3.1	0.0	0.0	4.7
上記のいずれも存在しない	58.9	45.8	29.2	52.9	61.1	70.8	75.0	100.0	67.4
把握していない	25.0	25.4	41.7	0.0	27.8	24.6	25.0	0.0	25.6
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-

また、無届施設等の有無を地域別<sup>3</sup>に見ると、いずれの地域でも「上記のいずれも存在しない」が50.0%以上を占めている。そのほか、首都圏では「『無届施設』がある」（31.3%）や「『無届施設』であることが疑わしい施設がある」（18.8%）と回答した自治体の割合が他の地域よりも高い。

図表 27 回答時点で把握している「無届施設」あるいは「『無届施設』の疑いがある施設」の有無（地域別、複数回答）



<sup>3</sup> 三大都市圏の定義は、「首都圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」、「中京圏：岐阜県・愛知県・三重県」、「近畿圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県」としている。

## ②「無届施設」の数〔問3(1)SQ1〕

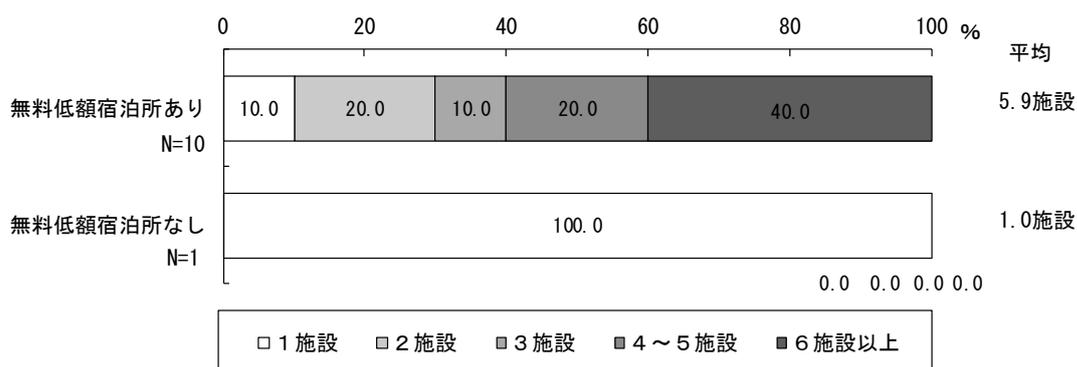
### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】 ※少数サンプル (N=10)

「無届施設」の数は、「6施設以上」の自治体が40.0%で最も多く、平均施設数は5.9施設である。

### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル (N=1)

「無届施設」の数は平均1.0施設である。

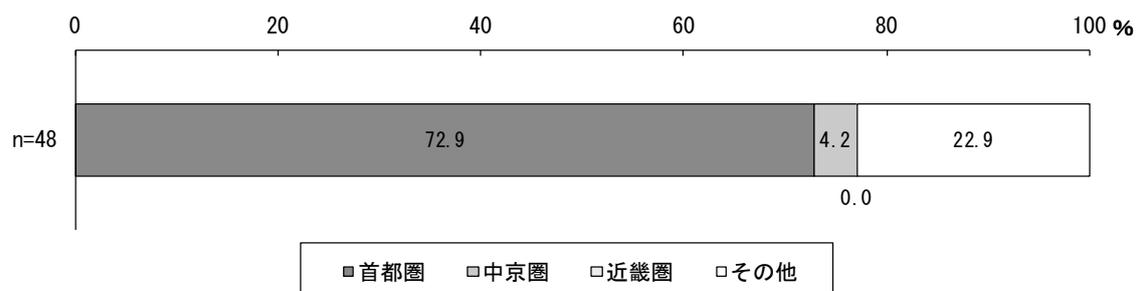
図表 28 回答時点で把握している「無届施設」の数  
(問3(1)で「『無届施設』がある」と回答した自治体のみ)



	割合								
	全体 N=11	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
		全体 N=10	都道府県 N=5	政令指定 都市 N=3	中核市 N=2	全体 N=1	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=1
1施設	18.2	10.0	0.0	0.0	50.0	100.0	—	—	100.0
2施設	18.2	20.0	0.0	33.3	50.0	0.0	—	—	0.0
3施設	9.1	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
4~5施設	18.2	20.0	20.0	33.3	0.0	0.0	—	—	0.0
6施設以上	36.4	40.0	60.0	33.3	0.0	0.0	—	—	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0
合計(施設)	48	47	22	22	3	1	0	0	1
平均(施設)	5.3	5.9	7.3	7.3	1.5	1.0	—	—	1.0
中央(施設)	3.0	3.5	5.0	4.0	1.5	1.0	—	—	1.0
最大(施設)	16	16	14	16	2	1	—	—	1

地域分布<sup>4</sup>をみると、「無届施設」は首都圏が72.9%で最も多く、中京圏は4.2%、近畿圏は0.0%、三大都市圏以外の地域は22.9%である。

図表 29 「無届施設」の地域分布



<sup>4</sup> 三大都市圏の定義は、「首都圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」、「中京圏：岐阜県・愛知県・三重県」、「近畿圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県」としている。

③ 「『無届施設』であることが疑わしい施設」の数〔問3(1)SQ2〕

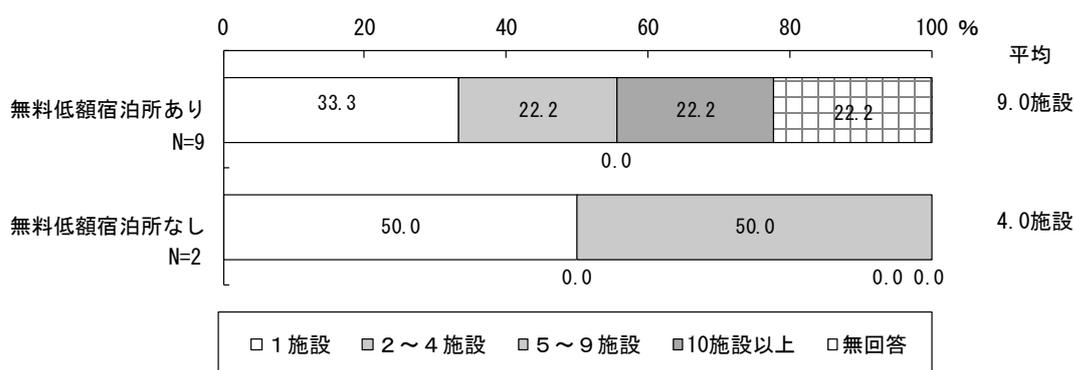
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】 ※少数サンプル (N=9)

「『無届施設』であることが疑わしい施設」の平均施設数は9.0施設である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル (N=2)

「『無届施設』であることが疑わしい施設」の平均施設数は4.0施設である。

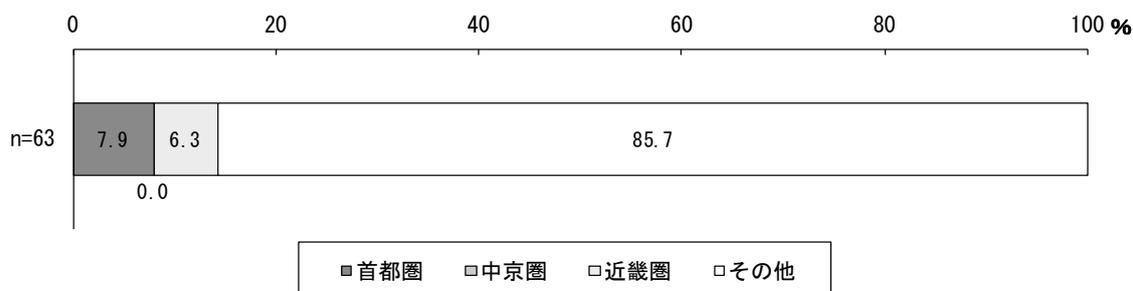
図表 30 回答時点で把握している「『無届施設』であることが疑わしい施設」の数  
(「『無届施設』であることが疑わしい施設がある」と回答した自治体のみ)



	割合								
	全体 N=11	無料低額宿泊所あり N=9				無料低額宿泊所なし N=2			
		全体 N=9	都道府県 N=3	政令指定 都市 N=6	中核市 N=0	全体 N=2	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=2
1施設	36.4	33.3	66.7	16.7	—	50.0	—	—	50.0
2~4施設	18.2	22.2	33.3	16.7	—	0.0	—	—	0.0
5~9施設	9.1	0.0	0.0	0.0	—	50.0	—	—	50.0
10施設以上	18.2	22.2	0.0	33.3	—	0.0	—	—	0.0
無回答	18.2	22.2	0.0	33.3	—	0.0	—	—	0.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0
合計(施設)	63	55	6	49	0	8	0	0	8
平均(施設)	7.0	9.0	2.5	12.3	—	4.0	—	—	4.0
中央(施設)	4.0	4.0	2.5	10.5	—	4.0	—	—	4.0
最大(施設)	27	27	4	27	—	7	—	—	7

また、地域分布を見ると、三大都市圏以外の地域が85.7%で最も多く、首都圏は7.9%、中京圏は0.0%、近畿圏は6.3%である。

図表 31 「『無届施設』であることが疑わしい施設」の地域分布



### (3)無届施設等に関する情報収集や届出勧奨の方法

#### ①無届施設等に関する情報収集の実施状況〔問3(2)〕

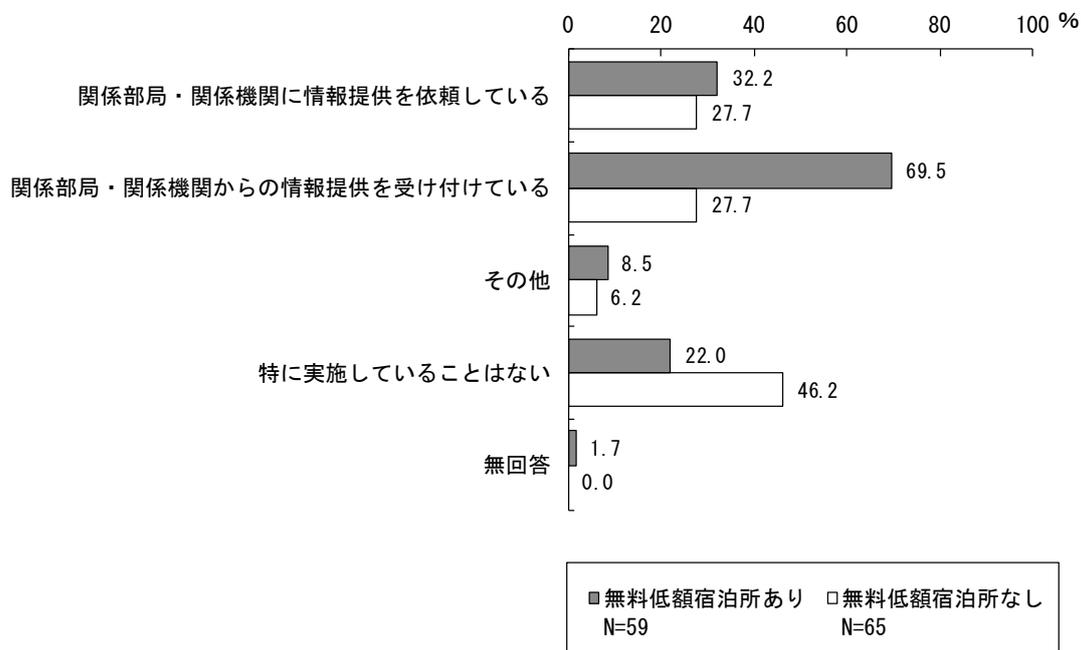
##### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

「関係部局・関係機関からの情報提供を受け付けている」が69.5%で最も多く、次いで「関係部局・関係機関に情報提供を依頼している」が32.2%、「特に実施していることはない」が22.0%である。

##### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

「特に実施していることはない」が46.2%で最も多く、次いで「関係部局・関係機関に情報提供を依頼している」及び「関係部局・関係機関からの情報提供を受け付けている」がいずれも27.7%である。

図表 32 無届施設等に関する情報収集の実施状況（複数回答）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
関係部局・関係機関に情報提供を依頼している	32.2	25.0	58.8	16.7	27.7	40.0	50.0	20.9
関係部局・関係機関からの情報提供を受け付けている	69.5	66.7	88.2	55.6	27.7	35.0	50.0	23.3
その他	8.5	12.5	5.9	5.6	6.2	0.0	0.0	9.3
特に実施していることはない	22.0	29.2	0.0	33.3	46.2	35.0	0.0	53.5
無回答	1.7	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 33 「その他」の主な内容

- ・ 事務監査において、各福祉事務所へ管内に無届施設がないかヒアリングをしている。
- ・ 保護受給者が入居する施設（新設）の有無について、ケースワーカーに対して定期的に照会を行っている。
- ・ 被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制条例の事業者から届出、変更届が出された際に、無届施設に該当しているかどうかを確認し、無料低額宿泊所の要件を周知している。

## ②無届施設等に関する情報提供を依頼している関係部署・関係機関〔問3(3)①〕

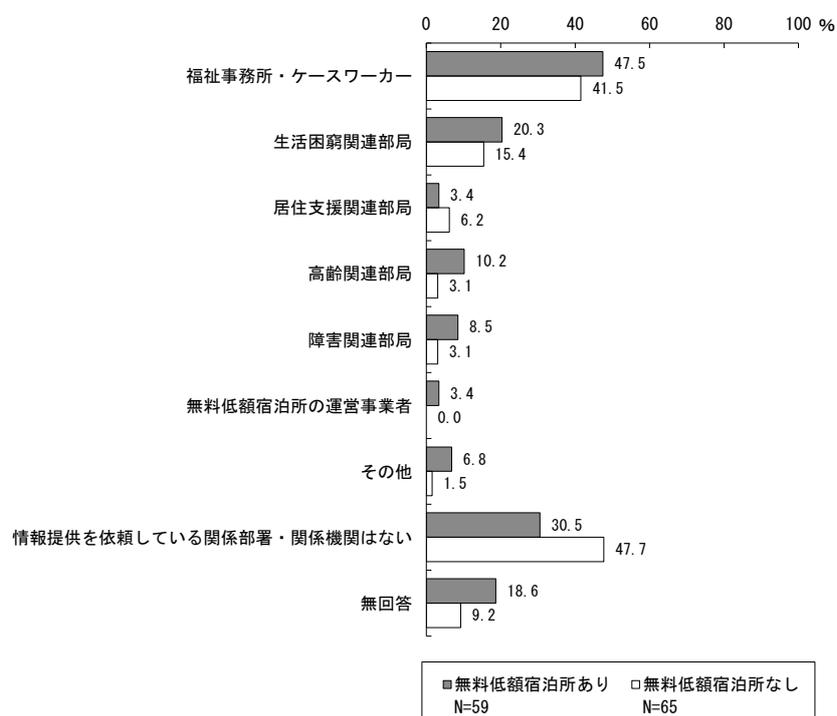
### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

「福祉事務所・ケースワーカー」が47.5%で最も多く、次いで「情報提供を依頼している関係部署・関係機関はない」が30.5%、「生活困窮関連部局」が20.3%である。

### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

「情報提供を依頼している関係部署・関係機関はない」が47.7%で最も多く、次いで「福祉事務所・ケースワーカー」が41.5%、「生活困窮関連部局」が15.4%である。

図表 34 無届施設等に関する情報提供を依頼している関係部署・関係機関（複数回答）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
福祉事務所・ケースワーカー	47.5	33.3	82.4	33.3	41.5	55.0	100.0	32.6
生活困窮関連部局	20.3	4.2	35.3	27.8	15.4	25.0	0.0	11.6
居住支援関連部局	3.4	0.0	11.8	0.0	6.2	15.0	0.0	2.3
高齢関連部局	10.2	4.2	23.5	5.6	3.1	5.0	0.0	2.3
障害関連部局	8.5	0.0	17.6	11.1	3.1	5.0	0.0	2.3
無料低額宿泊所の運営事業者	3.4	0.0	5.9	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	6.8	0.0	17.6	5.6	1.5	0.0	0.0	2.3
情報提供を依頼している関係部署・関係機関はない	30.5	45.8	5.9	33.3	47.7	35.0	0.0	55.8
無回答	18.6	20.8	5.9	27.8	9.2	10.0	0.0	9.3
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 35 「その他」の主な内容

- 消防部局

### ③無届施設等に関する情報提供を受けた実績がある関係部署・関係機関【問3(3)②】

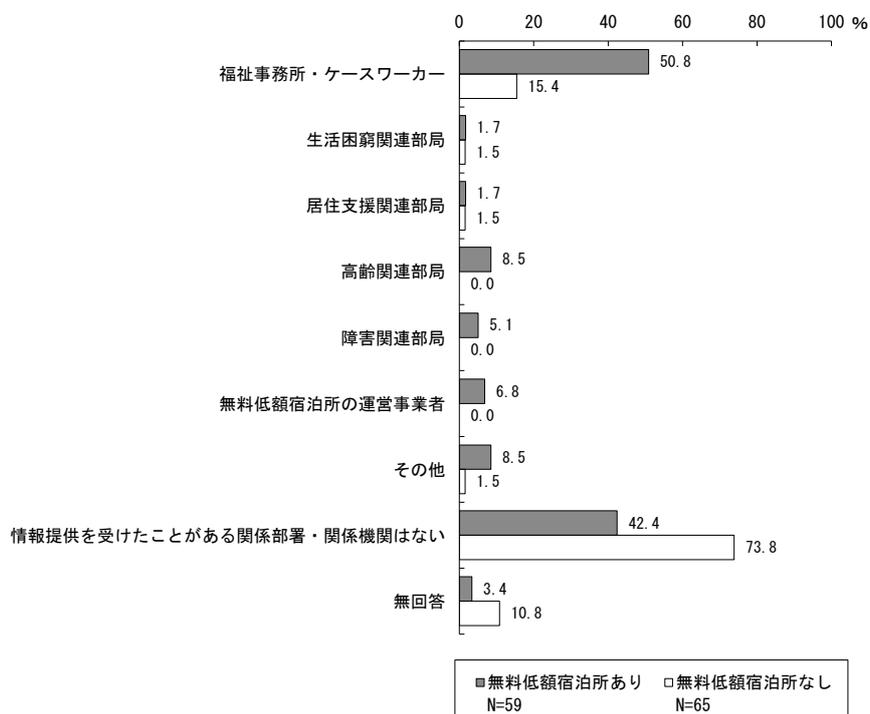
#### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

「福祉事務所・ケースワーカー」が50.8%で最も多く、次いで「情報提供を受けたことがある関係部署・関係機関はない」が42.4%である。

#### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

「情報提供を受けたことがある関係部署・関係機関はない」が73.8%で最も多く、次いで「福祉事務所・ケースワーカー」が15.4%である。

図表 36 無届施設等に関する情報提供を受けた実績がある関係部署・関係機関（複数回答）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
福祉事務所・ケースワーカー	50.8	45.8	70.6	38.9	15.4	10.0	0.0	18.6
生活困窮関連部局	1.7	0.0	0.0	5.6	1.5	5.0	0.0	0.0
居住支援関連部局	1.7	0.0	5.9	0.0	1.5	5.0	0.0	0.0
高齢関連部局	8.5	0.0	23.5	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
障害関連部局	5.1	0.0	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無料低額宿泊所の運営事業者	6.8	8.3	5.9	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	8.5	4.2	17.6	5.6	1.5	0.0	0.0	2.3
情報提供を受けたことがある関係部署・関係機関はない	42.4	54.2	23.5	44.4	73.8	75.0	100.0	72.1
無回答	3.4	0.0	0.0	11.1	10.8	15.0	0.0	9.3
全体	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 37 「その他」の主な内容

- 消防部局
- 指導監査部局
- 住民

#### ④無届施設等の情報を入手した場合の対応方法〔問3(4)〕

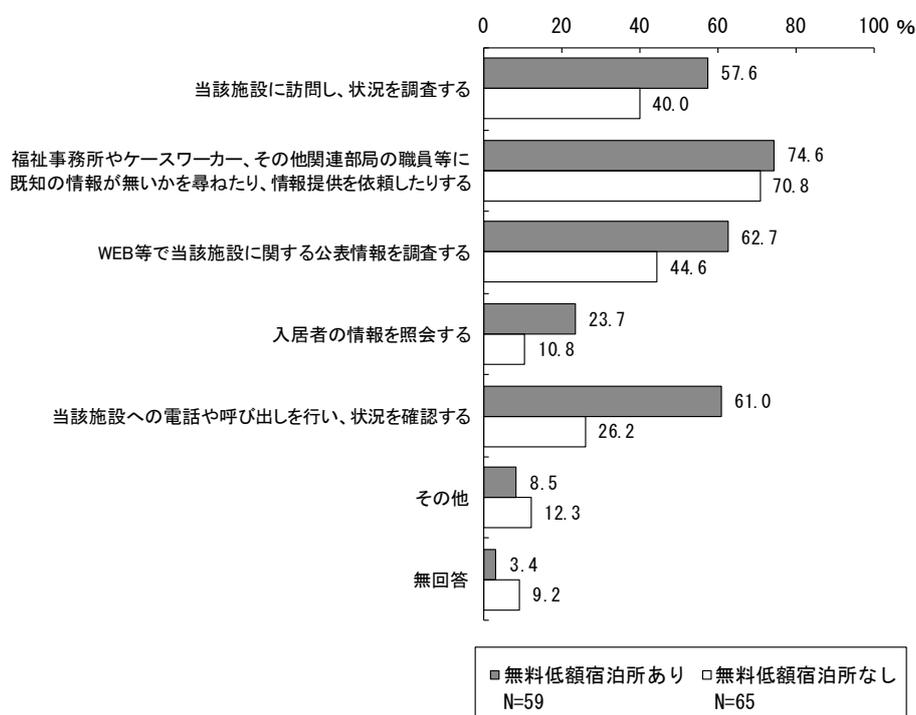
##### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

「福祉事務所やケースワーカー、その他関連部局の職員等に既知の情報が無いかを尋ねたり、情報提供を依頼したりする」が74.6%で最も多い。また、「WEB等で当該施設に関する公表情報を調査する」(62.7%)や「当該施設への電話や呼び出しを行い、状況を確認する」(61.0%)、「当該施設に訪問し、状況を調査する」(57.6%)と回答した自治体も過半数を超えている。

##### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

「福祉事務所やケースワーカー、その他関連部局の職員等に既知の情報が無いかを尋ねたり、情報提供を依頼したりする」が70.8%で最も多く、次いで「WEB等で当該施設に関する公表情報を調査する」が44.6%、「当該施設に訪問し、状況を調査する」が40.0%である。

図表 38 無届施設等の情報を入手した場合の対応方法（複数回答）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
当該施設に訪問し、状況を調査する	57.6	45.8	58.8	72.2	40.0	25.0	100.0	44.2
福祉事務所やケースワーカー、その他関連部局の職員等に既知の情報が無いかを尋ねたり、情報提供を依頼したりする	74.6	70.8	76.5	77.8	70.8	65.0	100.0	72.1
WEB等で当該施設に関する公表情報を調査する	62.7	58.3	64.7	66.7	44.6	40.0	50.0	46.5
入居者の情報を照会する	23.7	12.5	17.6	44.4	10.8	5.0	50.0	11.6
当該施設への電話や呼び出しを行い、状況を確認する	61.0	75.0	41.2	61.1	26.2	15.0	100.0	27.9
その他	8.5	8.3	17.6	0.0	12.3	10.0	0.0	14.0
無回答	3.4	0.0	0.0	11.1	9.2	20.0	0.0	4.7
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 39 「その他」の主な内容

- 建築指導法令及び消防法令に基づく指導を所管している部署と情報共有を行い、現地調査を実施する。
- 防火安全の観点から、特に下宿型の施設に対しては火災予防の注意喚起を行うとともに、状況の調査を行っている。
- 施設の運営状況に関するアンケート調査票を送付し、提出を依頼している。
- 届出の書類を郵送する。
- 特に対応方針は定めていない。

### ⑤「無届施設」に対する届出勧奨の実施方法〔問3(5)〕

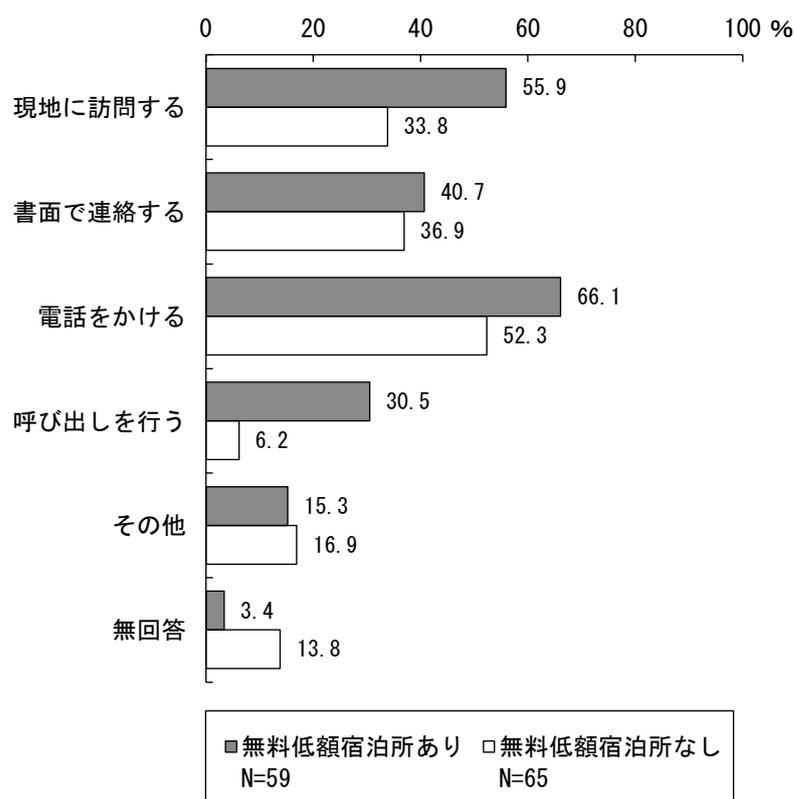
#### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

「電話をかける」が66.1%で最も多く、次いで「現地に訪問する」が55.9%、「書面で連絡する」が40.7%、「呼び出しを行う」が30.5%である。

#### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

「電話をかける」が52.3%で最も多く、次いで「書面で連絡する」が36.9%、「現地に訪問する」が33.8%である。

図表 40 「無届施設」に対する届出勧奨の実施方法（複数回答）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
現地に訪問する	55.9	41.7	58.8	72.2	33.8	25.0	50.0	37.2
書面で連絡する	40.7	45.8	35.3	38.9	36.9	30.0	50.0	39.5
電話をかける	66.1	75.0	52.9	66.7	52.3	50.0	50.0	53.5
呼び出しを行う	30.5	16.7	29.4	50.0	6.2	5.0	0.0	7.0
その他	15.3	16.7	23.5	5.6	16.9	20.0	50.0	14.0
無回答	3.4	0.0	0.0	11.1	13.8	25.0	0.0	9.3
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 41 「その他」の主な内容

- 社会福祉法第70条及び条例に基づく検査を行い、検査結果通知において「その他指導事項」として記載している。
- 防火安全の観点から、特に下宿型の施設に対しては、火災予防の注意喚起を行うとともに、必要に応じて届出勧奨を行っている。
- 特に対応方法は定めていない。

(4)令和2年度以降に実施した調査・届出勧奨の詳細

①無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が調査や届出勧奨を実施した施設の数〔問4(①)〕

アンケート調査に回答した自治体のうち、無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象とした施設がある自治体は、全体で15.2%である。

また、令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象となった施設は累計177施設である。

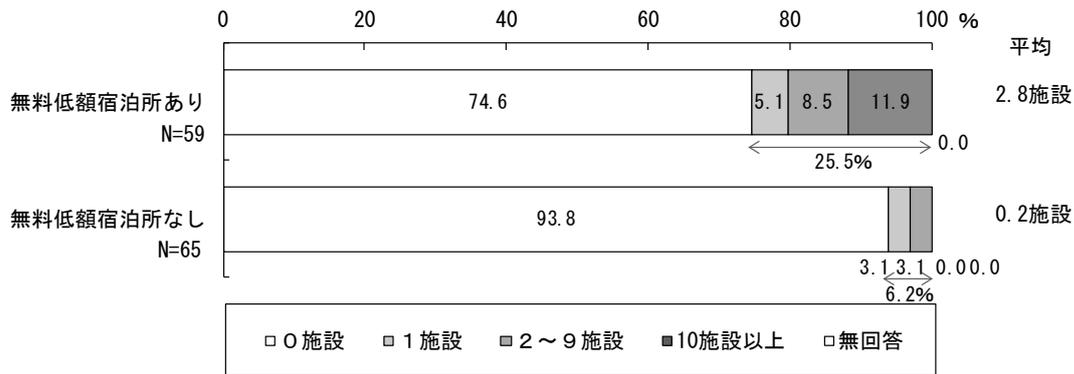
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が累計1施設以上ある自治体は25.5%であり、「0施設」の自治体が74.6%を占めている。また、調査や届出勧奨の対象となった施設の数は平均2.8施設（0を除く平均では10.9施設）である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が累計1施設以上ある自治体は6.2%であり、「0施設」の自治体が93.8%を占めている。また、調査や届出勧奨の対象となった施設の数は平均0.2施設、（0を除く平均では3.5施設）である。

図表 42 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設の数  
(令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が1施設以上ある自治体のみ)



	割合								
	全体 N=124	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
0施設	84.7	74.6	70.8	58.8	94.4	93.8	100.0	100.0	90.7
1施設	4.0	5.1	8.3	5.9	0.0	3.1	0.0	0.0	4.7
2～9施設	5.6	8.5	4.2	17.6	5.6	3.1	0.0	0.0	4.7
10施設以上	5.6	11.9	16.7	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計(施設)	177	163	90	71	2	14	0	0	14
平均(施設)	1.4	2.8	3.8	4.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3
0を除く平均(施設)	9.3	10.9	12.9	10.1	2.0	3.5	—	—	3.5
中央(施設)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0を除く中央(施設)	5.0	8.0	10.0	8.0	2.0	2.0	—	—	2.0
最大(施設)	48	48	48	26	2	9	0.0	0.0	9
0を除く最小(施設)	1	1	1	1	2	1	—	—	1

## ②調査や届出勧奨を実施した施設の内訳 【施設単位での集計】〔問4①②③④⑤〕

アンケート調査に回答した自治体のうち、無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象とした施設の内訳については、「届出勧奨を実施し、届出に至った施設」が10.2%（17.5%）、「届出勧奨を実施したものの届出に至っていない施設」が24.3%（41.7%）、「無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設」が4.5%（7.8%）、「無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がついていない施設」が19.2%（33.0%）、「無回答」が41.8%である。 ※括弧内は無回答を除いて集計した数値。

### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

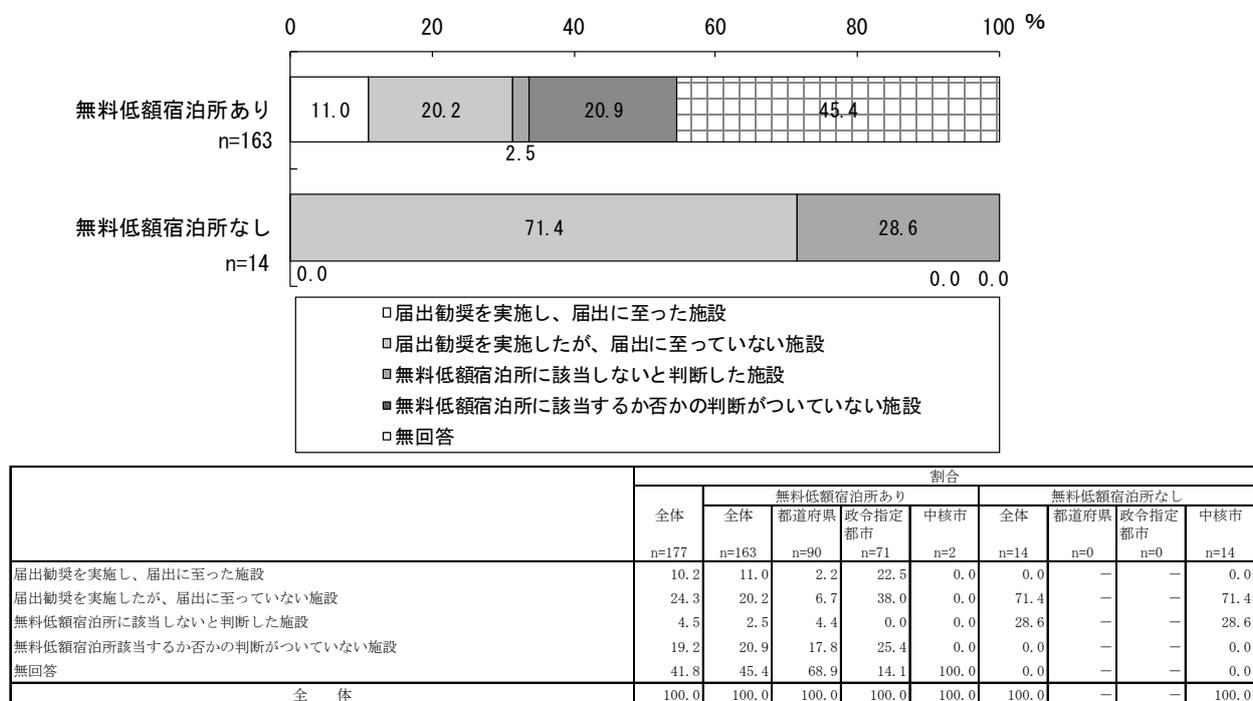
令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設は累計163施設である。その内訳は「届出勧奨を実施し、届出に至った施設」が11.0%、「届出勧奨を実施したが、届出に至っていない施設」が20.2%、「無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設」が2.5%、「無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がついていない施設」が20.9%、「無回答」が45.4%である。

なお「無回答」を除いて集計した場合（次ページの図表44）は「届出勧奨を実施し、届出に至った施設」が20.2%、「届出勧奨を実施したが、届出に至っていない施設」が37.1%、「無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設」が4.5%、「無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がついていない施設」が38.2%である。

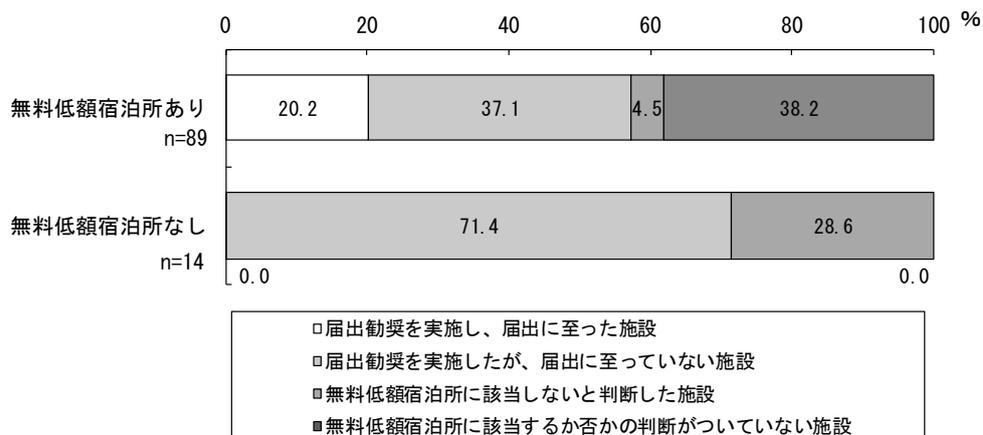
### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設は累計14施設である。その内訳は「届出勧奨を実施したが、届出に至っていない施設」が71.4%、「無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設」が28.6%である。

図表43 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設の内訳 【施設単位での集計】



図表 44 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設の内訳 【施設単位での集計】  
(無回答を除いた集計)



	割合								
	全体 n=103	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
		全体 n=89	都道府県 n=28	政令指定 都市 n=61	中核市 n=0	全体 n=14	都道府県 n=0	政令指定 都市 n=0	中核市 n=14
届出勧奨を実施し、届出に至った施設	17.5	20.2	7.1	26.2	—	0.0	—	—	0.0
届出勧奨を実施したが、届出に至っていない施設	41.7	37.1	21.4	44.3	—	71.4	—	—	71.4
無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設	7.8	4.5	14.3	0.0	—	28.6	—	—	28.6
無料低額宿泊所該当するか否かの判断がっていない施設	33.0	38.2	57.1	29.5	—	0.0	—	—	0.0
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0

③調査や届出勧奨を実施した施設のうち、無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断して届出勧奨を実施し、届出に至った施設の数〔問4②〕

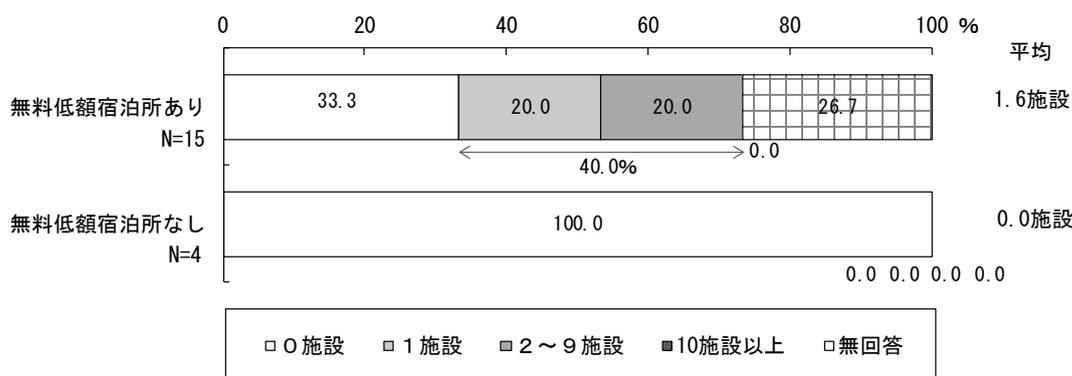
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

令和2年度以降に届出勧奨を実施し、届出に至った施設があると回答した自治体は40.0%である、また、届出に至った施設数の平均は1.6施設（0を除く平均は3.0施設）である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル（N=4）

令和2年度以降に届出勧奨を実施し、届出に至った施設があると回答した自治体は0.0%である。

図表 45 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち、無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断して届出勧奨を実施し、届出に至った施設の数（令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が1施設以上ある自治体のみ）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=15	都道府県 N=7	政令指定 都市 N=7	中核市 N=1	全体 N=4	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=4
0施設	33.3	57.1	14.3	0.0	100.0	—	—	100.0
1施設	20.0	0.0	42.9	0.0	0.0	—	—	0.0
2～9施設	20.0	14.3	28.6	0.0	0.0	—	—	0.0
10施設以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
無回答	26.7	28.6	14.3	100.0	0.0	—	—	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0
合計(施設)	18	2	16	0	0	0	0	0
平均(施設)	1.6	0.4	2.7	—	0.0	—	—	0.0
0を除く平均(施設)	3.0	2.0	3.2	—	—	—	—	—
中央(施設)	1.0	0.0	1.0	—	0.0	—	—	0.0
0を除く中央(施設)	1.5	2.0	1.0	—	—	—	—	—
最大(施設)	9	2	9	—	0.0	—	—	0.0
0を除く最小(施設)	1	2	1	—	—	—	—	—

④調査や届出勧奨を実施した施設のうち、部屋数及び定員数を把握している施設の割合  
【問5(①)】

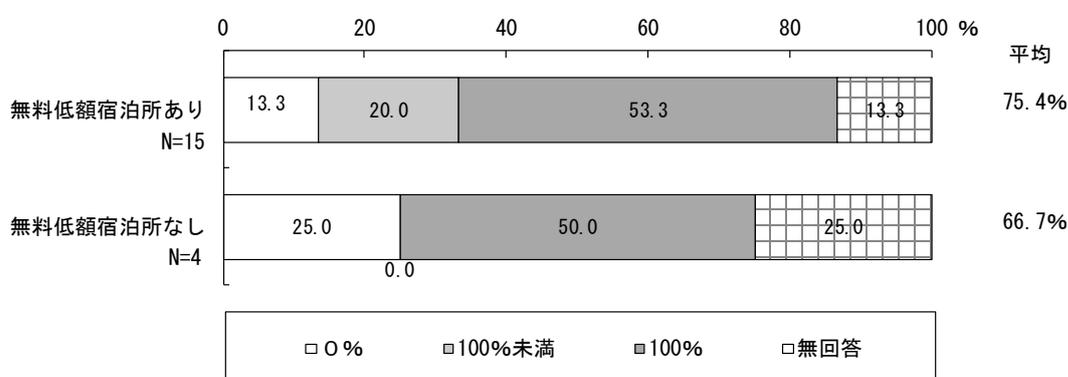
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち、自治体が部屋数及び定員数を把握している施設の割合は平均75.4%である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル (N=4)

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち、自治体が部屋数及び定員数を把握している施設の割合は平均66.7%である。

図表 46 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち、  
自治体が部屋数及び定員数を把握している施設の割合  
(令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が1施設以上ある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=15	都道府県 N=7	政令指定 都市 N=7	中核市 N=1	全体 N=4	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=4
0%	13.3	28.6	0.0	0.0	25.0	-	-	25.0
100%未満	20.0	14.3	28.6	0.0	0.0	-	-	0.0
100%	53.3	42.9	57.1	100.0	50.0	-	-	50.0
無回答	13.3	14.3	14.3	0.0	25.0	-	-	25.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0
平均(%)	75.4	58.3	88.5	100.0	66.7	-	-	66.7
0を除く平均(%)	89.2	87.5	88.5	100.0	100.0	-	-	100.0
中央(%)	100.0	75.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0
0を除く中央(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0
0を除く最小(%)	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	-	-	100.0

⑤-1. 調査や届出勧奨を実施した施設のうち、無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断して届出勧奨を実施したが届出に至っていない施設の数〔問4(3)〕

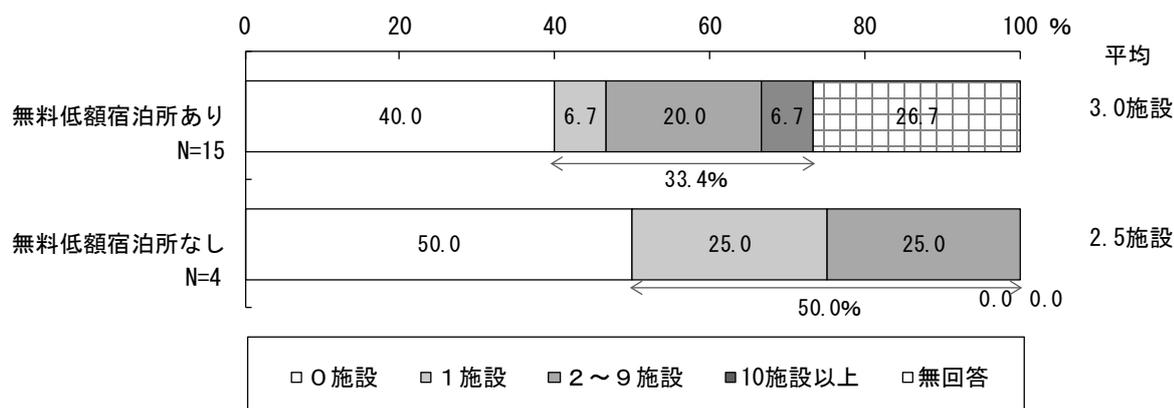
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

令和2年度以降に届出勧奨を実施した施設のうち届出に至っていない施設があると回答した自治体は33.4%である、また、届出に至っていない施設数の平均は3.0施設（0を除く平均は6.6施設）である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル（N=4）

令和2年度以降に届出勧奨を実施した施設のうち届出に至っていない施設があると回答した自治体は50.0%である、また、届出に至っていない施設数の平均は2.5施設（0を除く平均は5.0施設）である。

図表 47 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち、  
無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断して  
届出勧奨を実施したが、現時点で届出に至っていない施設の数  
(令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が1施設以上ある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=15	都道府県 N=7	政令指定 都市 N=7	中核市 N=1	全体 N=4	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=4
0施設	40.0	42.9	42.9	0.0	50.0	—	—	50.0
1施設	6.7	14.3	0.0	0.0	25.0	—	—	25.0
2~9施設	20.0	14.3	28.6	0.0	25.0	—	—	25.0
10施設以上	6.7	0.0	14.3	0.0	0.0	—	—	0.0
無回答	26.7	28.6	14.3	100.0	0.0	—	—	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0
合計(施設)	33	6	27	0	0	0	0	0
平均(施設)	3.0	1.2	4.5	—	2.5	—	—	2.5
0を除く平均(施設)	6.6	3.0	9.0	—	5.0	—	—	5.0
中央(施設)	0.0	0.0	2.0	—	0.5	—	—	0.5
0を除く中央(施設)	5.0	3.0	5.0	—	5.0	—	—	5.0
最大(施設)	18	5	18	—	9	—	—	9.0
0を除く最小(施設)	1	1	4	—	1	—	—	1

⑤-2. 届出勸奨を実施したものの届出に至っていない施設がある理由（複数回答）〔問6〕

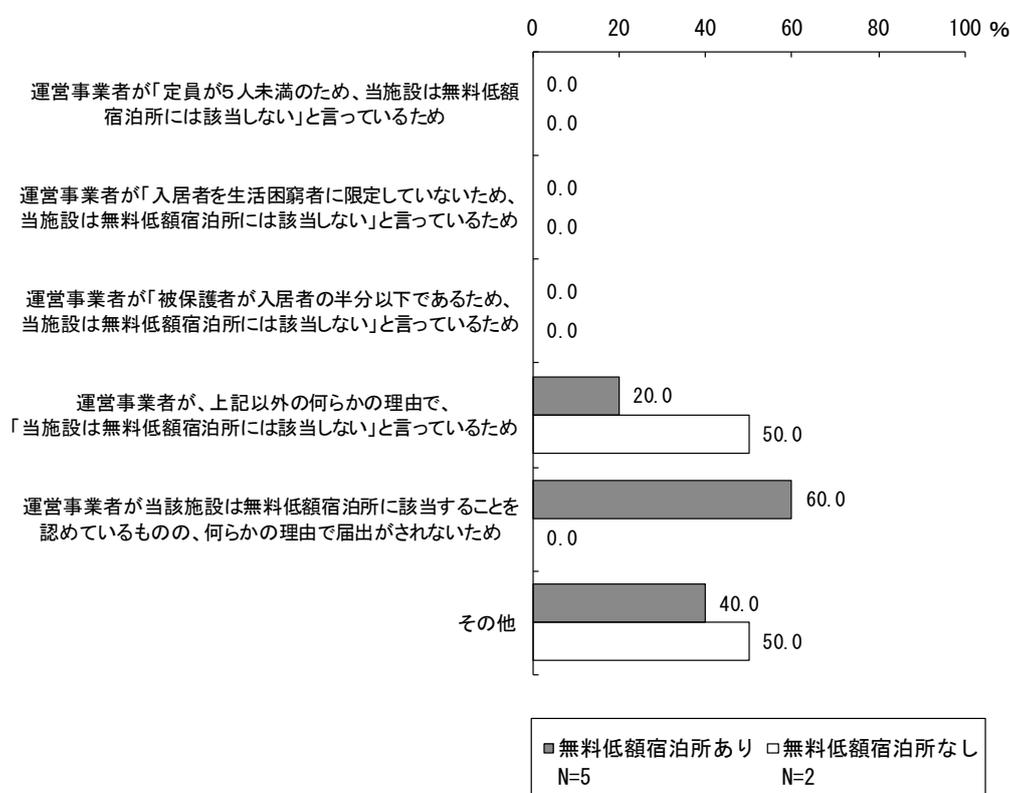
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】 ※少数サンプル（N=5）

届出に至っていない理由としては「運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、何らかの理由で届出がされないため」が60.0%で最も多く、次いで「その他」が40.0%、「運営事業者が、上記以外の何かしらの理由で『当施設は無料低額宿泊所には該当しない』と言っているため」が20.0%である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル（N=2）

届出に至っていない理由としては「運営事業者が、上記以外の何かしらの理由で『当施設は無料低額宿泊所には該当しない』と言っているため」及び「その他」がそれぞれ50.0%である。

図表 48 無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断し、届出勸奨を実施したものの届出に至っていない施設がある理由（複数回答）  
（届出勸奨を実施したが届出に至っていない施設が1施設以上ある自治体のみ）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=5	都道府県 N=2	政令指定 都市 N=3	中核市 N=1	全体 N=2	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=2
運営事業者が「定員が5人未満のため、当施設は無料低額宿泊所には該当しない」と言っているため	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
運営事業者が「入居者を生活困窮者に限定していないため、当施設は無料低額宿泊所には該当しない」と言っているため	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
運営事業者が「被保護者が入居者の半分以下であるため、当施設は無料低額宿泊所には該当しない」と言っているため	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
運営事業者が、上記以外の何らかの理由で、「当施設は無料低額宿泊所には該当しない」と言っているため	20.0	0.0	33.3	0.0	50.0	—	—	50.0
運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、何らかの理由で届出がされないため	60.0	100.0	33.3	0.0	0.0	—	—	0.0
その他	40.0	0.0	66.7	0.0	50.0	—	—	50.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
全 体	—	—	—	—	—	—	—	—

図表 49 「その他」の主な内容

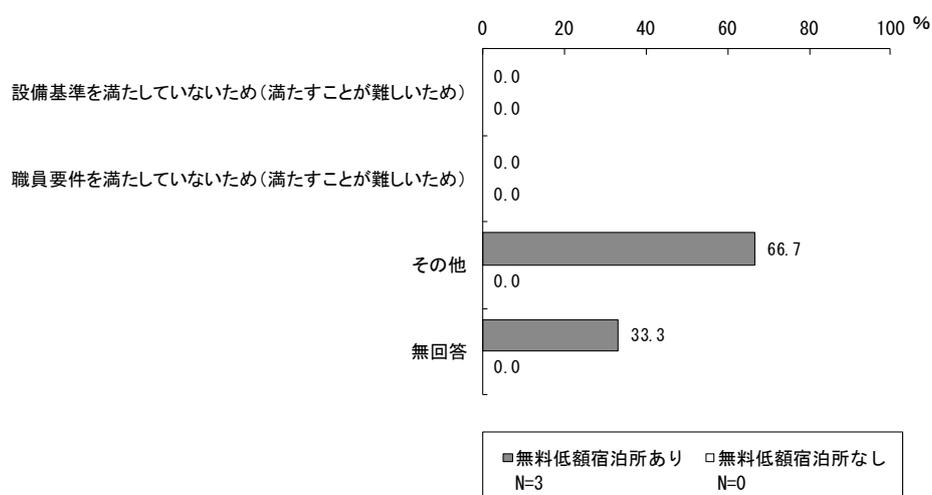
- 入居者に一律で有料サービスを提供するわけではなく、希望者にのみ提供しているため。

⑤-3. 運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、届出がされない理由（運営事業者が届出をしない理由）〔問6SQ2〕

【無料低額宿泊所の届出がある自治体】 ※少数サンプル（N=3）

無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、届出がされない理由は「その他」が66.7%である。「その他」の具体的内容としては「運営規定等の整備に時間を要しているため」や「多忙を理由に届出しない」などの理由が挙げられていた。

図表 50 運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、届出がされない理由（複数回答）  
（無料低額宿泊所であることを認めているものの届出に至っていない施設が1施設以上ある自治体のみ）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=3	都道府県 N=2	政令指定 都市 N=1	中核市 N=0	全体 N=0	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=0
設備基準を満たしていないため (満たすことが難しいため)	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—
職員要件を満たしていないため (満たすことが難しいため)	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—
その他	66.7	100.0	0.0	—	—	—	—	—
無回答	33.3	0.0	100.0	—	—	—	—	—
全 体	—	—	—	—	—	—	—	—

図表 51 「その他」の主な内容

- 運営規程等が整備されておらず、必要な届出書類を揃えるのに時間を要している。
- 届出することを了承し、居室面積の計測にも応じたが、代理人司法書士の多忙等を理由に届出しない。
- 「無料低額」という言葉自体がネガティブな印象を持たれており、届出に至らない一因になっている。
- 理由は不明

⑥-1. 無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため届出勧奨の対象外とした施設の数

〔問4(4)〕

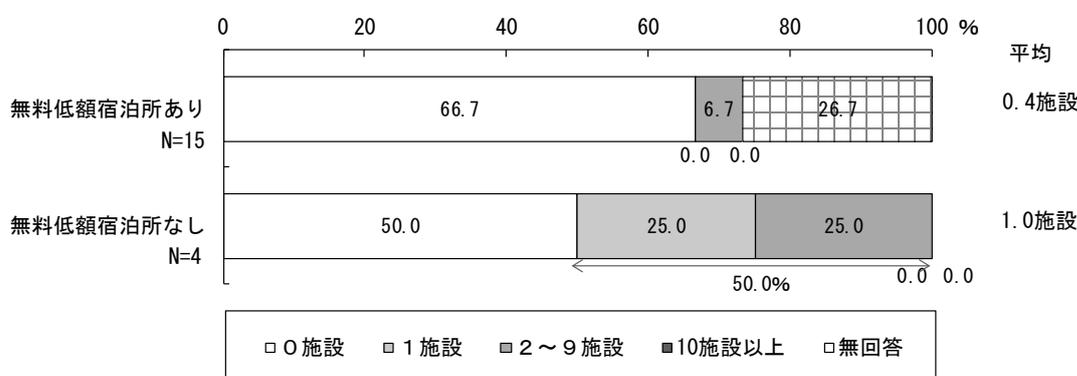
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

令和2年度以降に無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため届出勧奨の対象外とした施設があると回答した自治体は6.7%である、また、届出勧奨の対象外とした施設数の平均は0.4施設（0を除く平均は4.0施設）である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル（N=4）

令和2年度以降に無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため届出勧奨の対象外とした施設があると回答した自治体は50.0%である、また、届出勧奨の対象外とした施設数の平均は1.0施設（0を除く平均は2.0施設）である。

図表 52 令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち、  
無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため、届出勧奨の対象外とした施設の数  
(令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が1施設以上ある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=15	都道府県 N=7	政令指定 都市 N=7	中核市 N=1	全体 N=4	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=4
0施設	66.7	57.1	85.7	0.0	50.0	-	-	50.0
1施設	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	-	-	25.0
2～9施設	6.7	14.3	0.0	0.0	25.0	-	-	25.0
10施設以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0
無回答	26.7	28.6	14.3	100.0	0.0	-	-	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0
合計(施設)	4	4	0	0	4	0	0	4
平均(施設)	0.4	0.8	0.0	-	1.0	-	-	1.0
0を除く平均(施設)	4.0	4.0	-	-	2.0	-	-	2.0
中央(施設)	0.0	0.0	0.0	-	0.5	-	-	0.5
0を除く中央(施設)	4.0	4.0	-	-	2.0	-	-	2.0
最大(施設)	4	4	0	-	3	-	-	3.0
0を除く最小(施設)	4	4	-	-	1.0	-	-	1.0

⑥-2. 「無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため、届出勧奨の対象外とした施設」について、無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断した理由（複数回答）  
〔問7〕

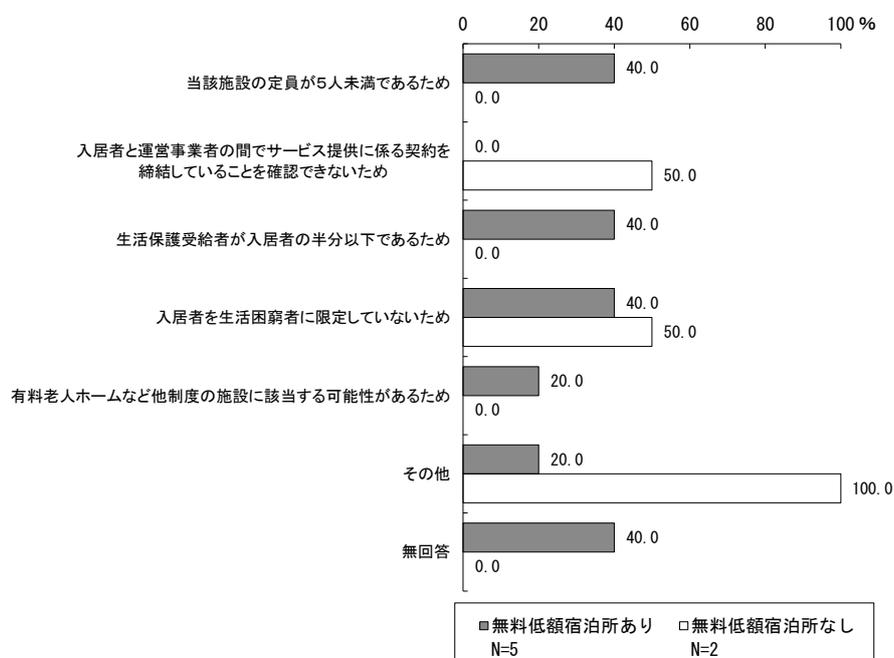
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】 ※少数サンプル（N=2）

無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断した理由は「当該施設の定員が5人未満であるため」及び「生活保護受給者が入居者の半分以下であるため」、「入居者を生活困窮者に限定していないため」、「無回答」がそれぞれ40.0%である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル（N=5）

無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断した理由は「その他」が100.0%で最も多く、次いで「入居者と運営事業者の間でサービス提供に係る契約を締結していることが確認できないため」及び「入居者を生活困窮者に限定していないため」がそれぞれ50.0%である。

図表 53 「無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため、届出勧奨の対象外とした施設」について、無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断した理由（複数回答）  
（無料低額宿泊所に該当しないと判断し、届出勧奨の対象外とした施設が1施設以上ある自治体のみ）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	全体	都道府県	政令指定都市	中核市
	N=5	N=3	N=1	N=1	N=2	N=0	N=0	N=2
当該施設の定員が5人未満であるため	40.0	66.7	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
入居者と運営事業者の間でサービス提供に係る契約を締結していることが確認できないため	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	—	—	50.0
生活保護受給者が入居者の半分以下であるため	40.0	66.7	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
入居者を生活困窮者に限定していないため	40.0	66.7	0.0	0.0	50.0	—	—	50.0
有料老人ホームなど他制度の施設に該当する可能性があるため	20.0	33.3	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
その他	20.0	0.0	100.0	0.0	100.0	—	—	100.0
無回答	40.0	33.3	0.0	100.0	0.0	—	—	0.0
全体	—	—	—	—	—	—	—	—

図表 54 「その他」の主な内容

- 希望する入居者からのみサービス料を徴収しているため。
- 居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約であるため。

⑦無料低額宿泊所とするか否かの判断がついていない施設の数【問4(⑤)】

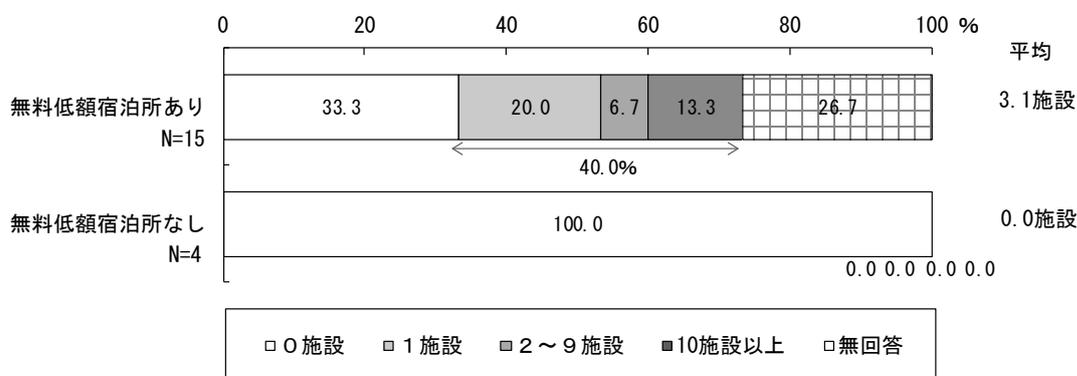
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち無料低額宿泊所とするか否かの判断がついていない施設があると回答した自治体は40.0%である、また、判断がついていない施設数の平均は3.1施設（0を除く平均は5.7施設）である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル（N=4）

令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設のうち無料低額宿泊所とするか否かの判断がついていない施設があると回答した自治体は0.0%である。

図表 55 調査や届出勧奨を実施した施設のうち、  
無料低額宿泊所とするか否かの判断がついていない施設の数  
(令和2年度以降に調査や届出勧奨を実施した施設が1施設以上ある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=15	都道府県 N=7	政令指定 都市 N=7	中核市 N=1	全体 N=4	都道府県 N=0	政令指定 都市 N=0	中核市 N=4
0施設	33.3	14.3	57.1	0.0	100.0	—	—	100.0
1施設	20.0	28.6	14.3	0.0	0.0	—	—	0.0
2～9施設	6.7	14.3	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0
10施設以上	13.3	14.3	14.3	0.0	0.0	—	—	0.0
無回答	26.7	28.6	14.3	100.0	0.0	—	—	0.0
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0
合計(施設)	34	16	18	0	0	0	0	0
平均(施設)	3.1	3.2	3.0	—	0.0	—	—	0.0
0を除く平均(施設)	5.7	4.0	9.0	—	—	—	—	—
中央(施設)	1.0	1.0	0.0	—	0.0	—	—	0.0
0を除く中央(施設)	2.5	2.5	9.0	—	—	—	—	—
最大(施設)	17	10	17	—	0	—	—	0
0を除く最小(施設)	1	1	1	—	—	—	—	—

(5)無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題〔問9〕

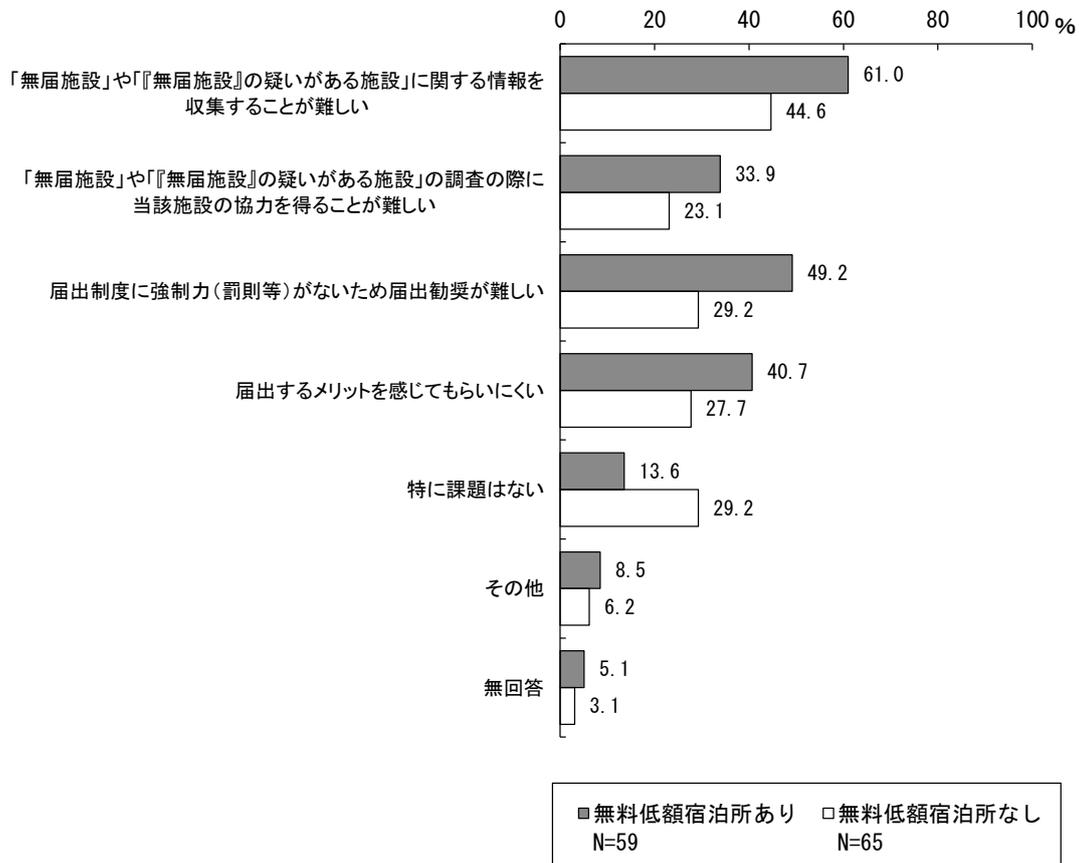
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題は「無届施設等に関する情報を収集することが難しい」が61.0%で最も多く、次いで「届出制度に強制力（罰則等）がないため届出勧奨が難しい」が49.2%、「届出するメリットを感じてもらにくい」が40.7%である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題は「無届施設等に関する情報を収集することが難しい」が44.6%で最も多く、次いで「届出制度に強制力（罰則等）がないため届出勧奨が難しい」及び「特に課題はない」がそれぞれ29.2%である。

図表 56 「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題（複数回答）



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」に関する情報を収集することが難しい	61.0	70.8	41.2	66.7	44.6	50.0	50.0	41.9
「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」の調査の際に当該施設の協力を得ることが難しい	33.9	20.8	47.1	38.9	23.1	15.0	50.0	25.6
届出制度に強制力（罰則等）がないため届出勧奨が難しい	49.2	45.8	64.7	38.9	29.2	15.0	50.0	34.9
届出するメリットを感じてもらにくい	40.7	45.8	47.1	27.8	27.7	30.0	50.0	25.6
特に課題はない	13.6	12.5	17.6	11.1	29.2	30.0	50.0	27.9
その他	8.5	8.3	17.6	0.0	6.2	10.0	0.0	4.7
無回答	5.1	0.0	5.9	11.1	3.1	0.0	0.0	4.7
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-

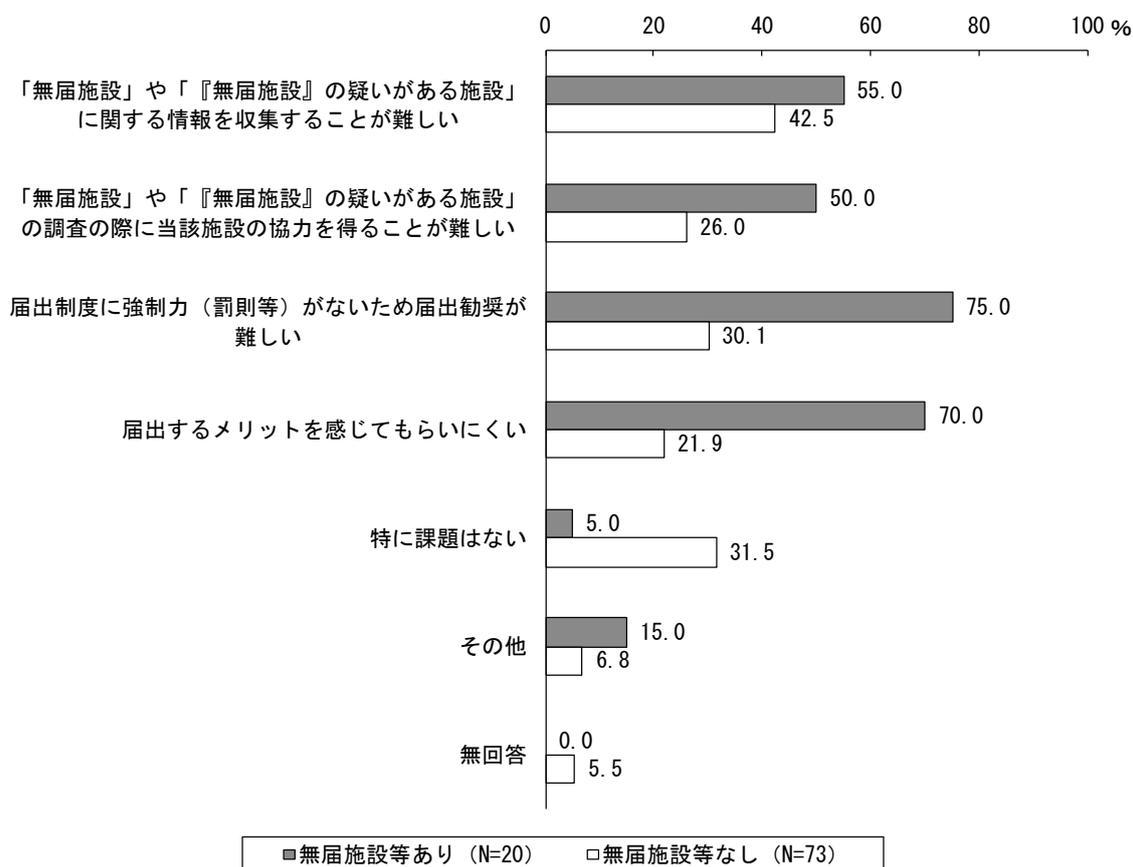
図表 57 「その他」の主な内容

- 届出により、施設長の資格要件などが満たせず、施設を維持できない場合がある。施設に条例の趣旨を説明すると、サービス内容の簡素化を図るなど、届出が不要となるような対応を取らざるを得ず、それが入居者にとってデメリットであると感じることがある。
- 入所者が高齢者であり、かつ生活保護受給者が大多数を占める無届施設の場合、高齢施設の無届施設として指導すべきか、無料低額宿泊所の無届施設として指導すべきか、判断に迷う場合がある。国で明確にどちらが指導すべきかを示すべきだと思う。
- 福祉事務所やケースワーカーが、無料低額宿泊所の制度に精通していれば、仮に無届施設が存在していた場合でも、情報連携により、速やかに把握することが可能と考える。今後も無料低額宿泊所所管課が、生活保護所管課への研修を充実する等、制度の周知に努めることが必要と思われる。
- 無料低額宿泊所だと言い切れない施設が多く、積極的な届出勧奨には至らず、実態把握に留まる場合が多い。
- 担当職員の数が足りず、得られた情報を活かせていない。
- 十分な情報収集等を行うための人員とノウハウが不足している。

無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題を無届施設等の有無別に分析すると、調査回答時点で無届施設等があると回答した自治体では、「届出制度に強制力（罰則等）がないため届出勧奨が難しい」が75.0%で最も多く、「届出するメリットを感じてもらいにくい」（70.0%）や「無届施設等に関する情報を収集することが難しい」（55.0%）といった課題を挙げた自治体も過半数を超えている。

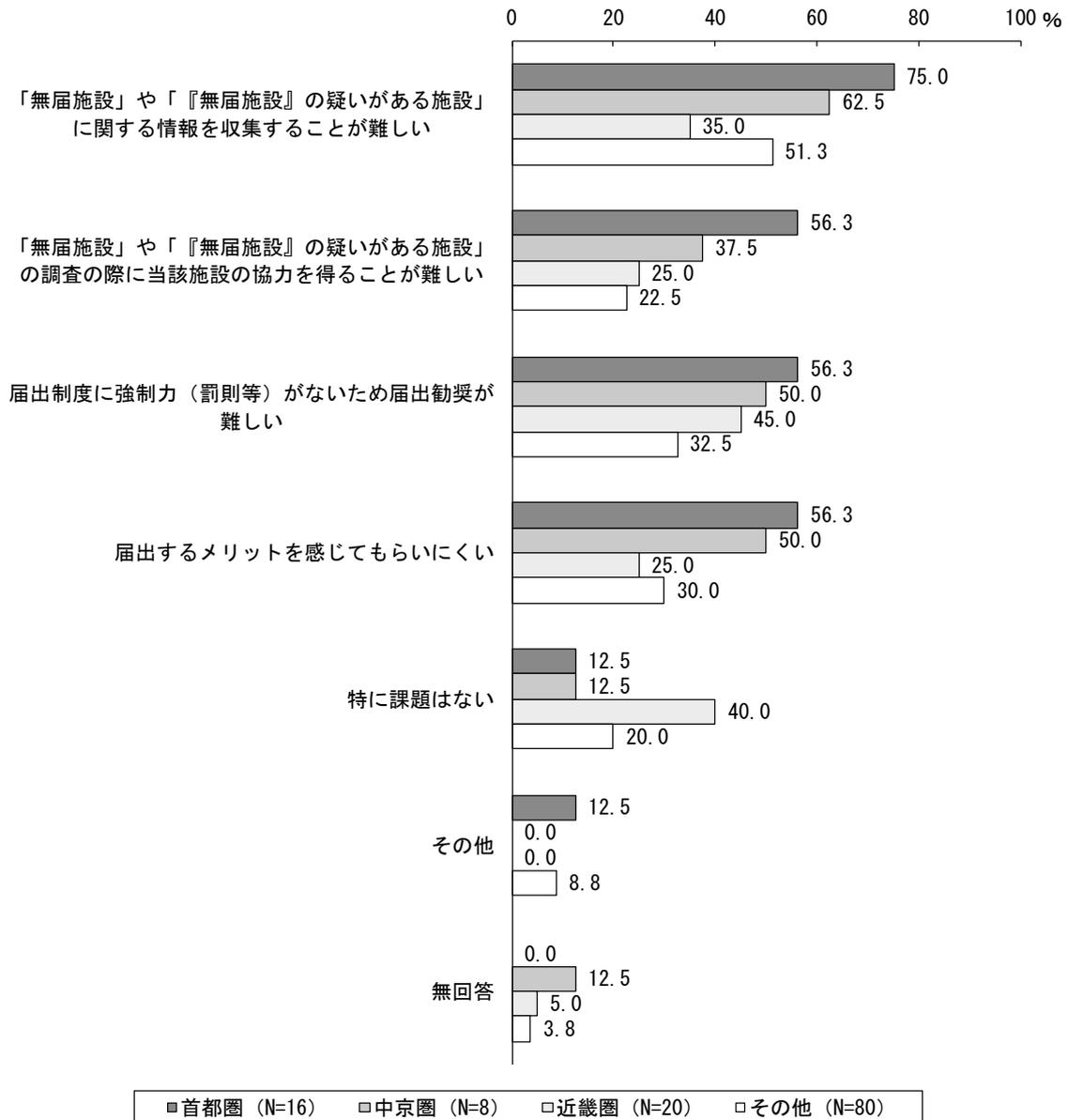
一方で、調査回答時点で無届施設等がないと回答した自治体では、「無届施設等に関する情報を収集することが難しい」が42.5%で最も多く、次いで「特に課題はない」が31.5%である。

図表 58 無届施設等の有無別 「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題（複数回答）



無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題を地域別<sup>5</sup>に分析すると、首都圏では他の地域に比べて課題を感じている自治体が多い。

図表 59 地域別 「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題（複数回答）



<sup>5</sup> 三大都市圏の定義は、「首都圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」、「中京圏：岐阜県・愛知県・三重県」、「近畿圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県」としている。

### 3. 無料低額宿泊所のサテライト型住居について

#### (1) 条例等における無料低額宿泊所のサテライト型住居に関する規定〔問 10〕

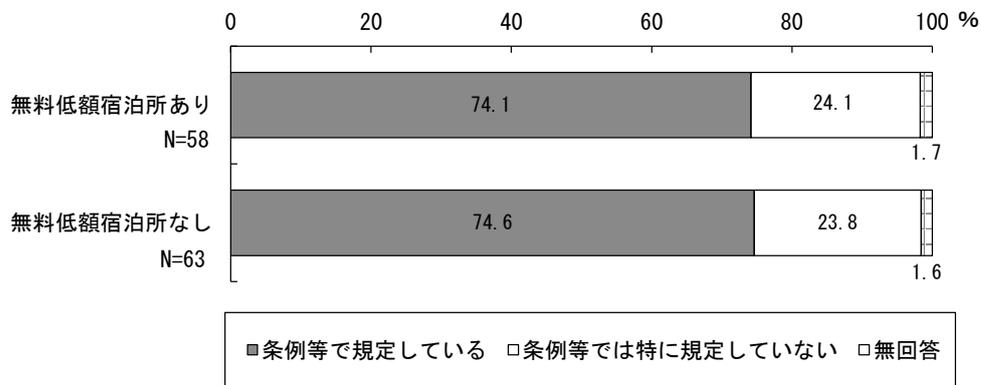
##### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

条例等においてサテライト型住居について規定している自治体は全体で 74.1%、都道府県で 79.2%、政令指定都市で 75.0%、中核市で 66.7%である。

##### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

条例等においてサテライト型住居について規定している自治体は全体で 74.6%、都道府県で 60.0%、政令指定都市で 100.0%、中核市で 80.5%である。

図表 60 条例等における無料低額宿泊所のサテライト型住居に関する規定  
(無料低額宿泊所に関する条例がある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=58	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=16	中核市 N=18	全体 N=63	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=41
条例等で規定している	74.1	79.2	75.0	66.7	74.6	60.0	100.0	80.5
条例等では特に規定していない	24.1	20.8	25.0	27.8	23.8	40.0	0.0	17.1
無回答	1.7	0.0	0.0	5.6	1.6	0.0	0.0	2.4
全 体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) サテライト型住居の設置有無・設置数〔問 11(1)①②〕

アンケート調査に回答した自治体のうち、調査回答時点でサテライト型住居の設置（届出）がある自治体は3か所であり、届出されているサテライト型住居自体の数は34施設（本体施設は10施設）である。また、サテライト型住居の届出予定がある自治体は4か所であり、設置予定数は12施設（本体施設は6施設）である。

### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

調査回答時点でサテライト型住居の設置がある自治体は全体で5.1%、都道府県で4.2%、政令指定都市で11.8%である。サテライト型住居の設置予定がある自治体は全体で3.4%、設置予定なしの自治体は全体で81.4%である。

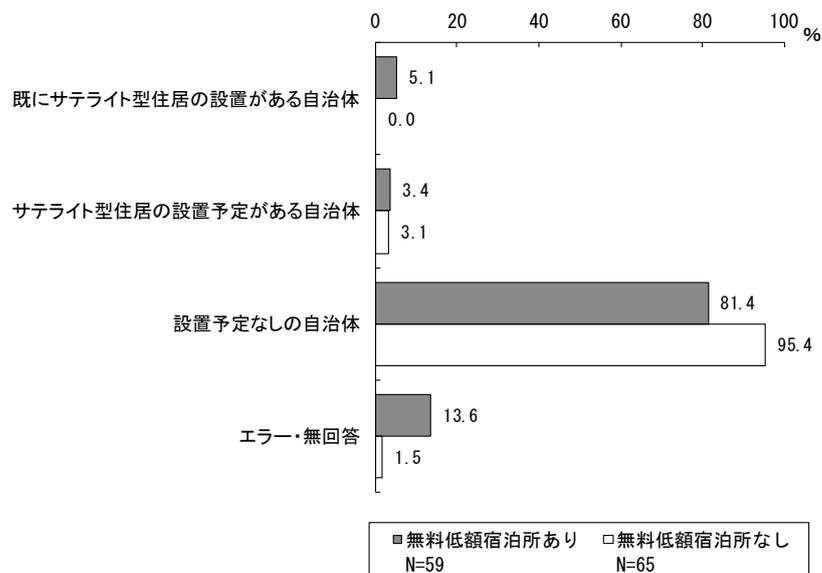
また、調査回答時点で設置されていたサテライト型住居の数は34施設（本体施設は10施設）、調査時点以後に設置予定のサテライト型住居の数は10施設（本体施設は4施設）である。

### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

サテライト型住居の設置予定がある自治体は全体で3.1%、都道府県で5.0%、政令指定都市で0.0%、中核市で2.3%である。なお、設置予定なしの自治体が全体で95.4%である。

また、調査時点以後に設置予定のサテライト型住居の数は2施設（本体施設は2施設）である。

図表 61 サテライト型住居の設置有無（複数回答）



	割合								
	全体	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
		全体	都道府県	政令指定都市	中核市	全体	都道府県	政令指定都市	中核市
N=124	N=59	N=24	N=17	N=18	N=65	N=20	N=2	N=43	
既にサテライト型住居の設置がある自治体	2.4	5.1	4.2	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
サテライト型住居の設置予定がある自治体	3.2	3.4	4.2	5.9	0.0	3.1	5.0	0.0	
設置予定なしの自治体	88.7	81.4	0.0	0.0	0.0	95.4	95.0	100.0	
エラー・無回答	7.3	13.6	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	
全 体	—	—	—	—	—	—	—	—	
設置済みのサテライト型住居の数（施設）	34	34	1	33	0	0	0	0	
設置予定のサテライト型住居の数（施設）	12	10	2	8	0	2	1	0	

### (3) サテライト型住居の設置に関する事前相談の受付状況（複数回答）〔問 11(2)〕

#### 【無料低額宿泊所の届出がある自治体】

サテライト型住居の設置に関する「問い合わせ・相談を受けていない」が84.7%で最も多く、次いで「問い合わせがあった」が13.6%、「相談を受けた（受けている）」が3.4%である。

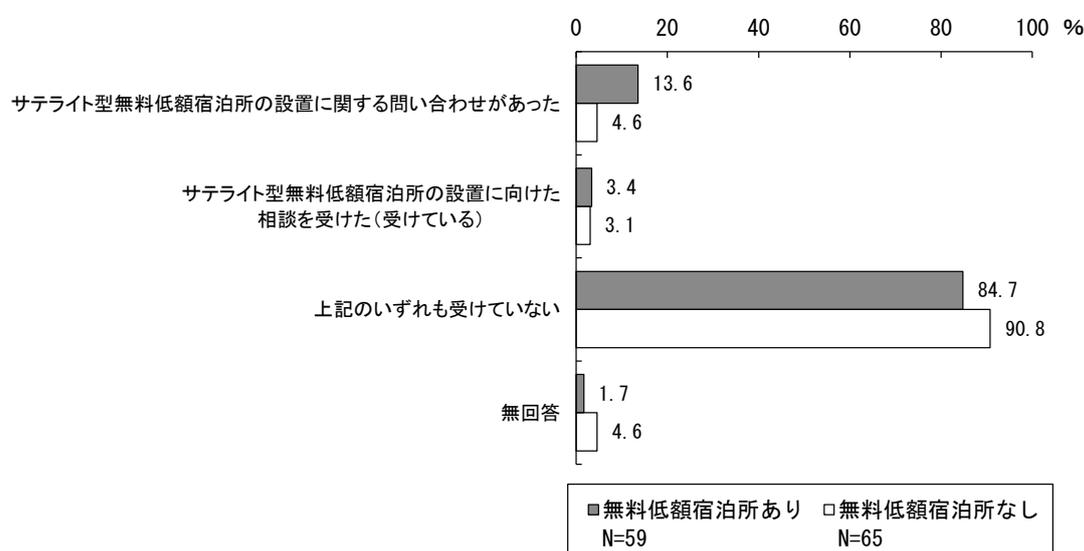
相談を受けている自治体（2か所）について、相談を受けた件数は平均6件である。

#### 【無料低額宿泊所の届出がない自治体】

サテライト型住居の設置に関する「問い合わせ・相談を受けていない」が90.8%で最も多く、次いで「問い合わせがあった」が4.6%、「相談を受けた（受けている）」が3.1%である。

相談を受けている自治体（2か所）について、相談を受けた件数は平均1件である。

図表 62 サテライト型住居の設置に関する事前相談の受付状況（複数回答）



	割合							
	免费咨询所あり				免费咨询所なし			
	全体 N=59	都道府県 N=24	政令指定 都市 N=17	中核市 N=18	全体 N=65	都道府県 N=20	政令指定 都市 N=2	中核市 N=43
サテライト型無料低額宿泊所の設置に関する問い合わせがあった	13.6	20.8	17.6	0.0	4.6	5.0	0.0	4.7
サテライト型無料低額宿泊所の設置に向けた相談を受けた（受けている）	3.4	4.2	5.9	0.0	3.1	5.0	0.0	2.3
上記のいずれも受けていない	84.7	75.0	82.4	100.0	90.8	95.0	100.0	88.4
無回答	1.7	4.2	0.0	0.0	4.6	0.0	0.0	7.0
全 体	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) サテライト型住居の設置に向けて事業者が懸念しているポイント〔問 12〕

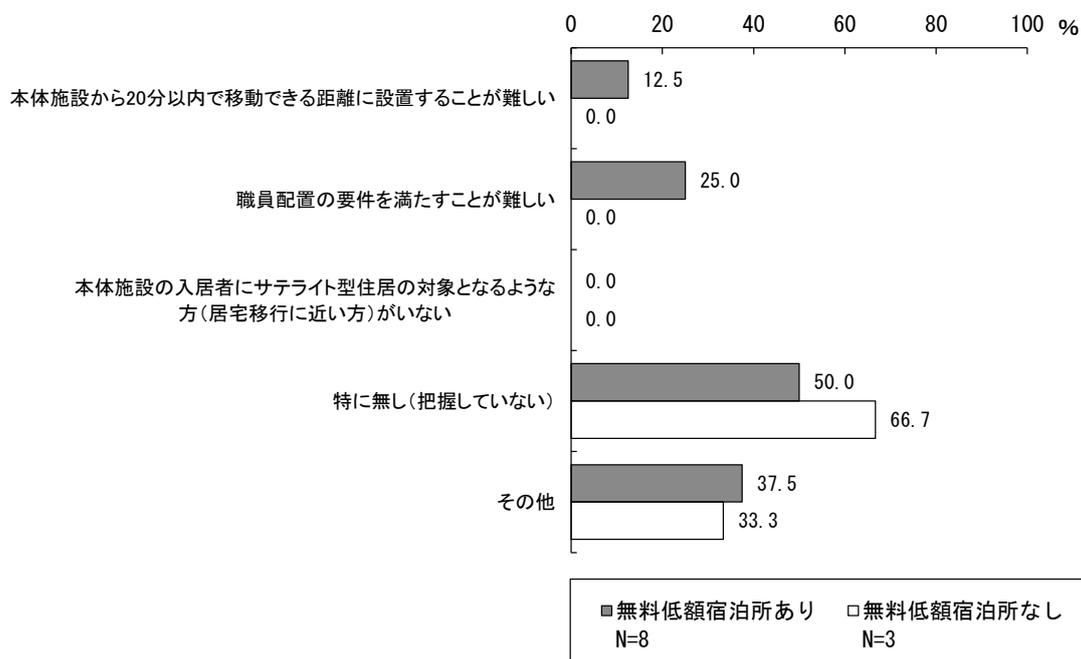
【無料低額宿泊所の届出がある自治体】 ※少数サンプル (N=8)

「特に無し (把握していない)」が 50.0%で最も多く、次いで「その他」が 37.5%、「職員配置の要件を満たすことが難しい」が 25.0%である。

【無料低額宿泊所の届出がない自治体】 ※少数サンプル (N=3)

「特に無し (把握していない)」が 66.7%で最も多く、次いで「その他」が 33.3%である。

図表 63 サテライト型住居の設置に向けて事業者が懸念しているポイント (複数回答)  
(サテライト型住居の設置に関する問い合わせや事前相談を受けたことがある自治体のみ)



	割合							
	無料低額宿泊所あり				無料低額宿泊所なし			
	全体 N=8	都道府県 N=5	政令指定 都市 N=3	中核市 N=0	全体 N=3	都道府県 N=1	政令指定 都市 N=0	中核市 N=2
本体施設から20分以内で移動できる距離に設置することが難しい	12.5	0.0	33.3	—	0.0	0.0	—	0.0
職員配置の要件を満たすことが難しい	25.0	20.0	33.3	—	0.0	0.0	—	0.0
本体施設の入居者にサテライト型住居の対象となるような方(居宅移行に近い方)がいない	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
特に無し(把握していない)	50.0	60.0	33.3	—	66.7	0.0	—	100.0
その他	37.5	60.0	0.0	—	33.3	100.0	—	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
全 体	—	—	—	—	—	—	—	—

図表 64 「その他」の主な内容

- 一般アパートを転貸し、手続き等最低限の生活支援を行っているような形態(食事の提供も無し)の施設でも無料低額宿泊所要件に該当してしまう可能性があること。

## V. インタビュー調査結果

### 0. インタビュー調査の概要

無料低額宿泊所の事前届出制やサテライト型住居に関する実態把握を目的として、自治体及び福祉事務所、無料低額宿泊所の運営事業者に対するインタビュー調査を実施した。

#### (1)調査対象

自治体3か所、福祉事務所2か所、無料低額宿泊所の運営事業者4か所を対象としてインタビュー調査を実施した。インタビュー調査の対象は研究会委員からの推薦やアンケート調査結果に基づいて選定した。

図表 65 インタビュー対象リスト

No.	対象	実施時期	インタビュー方法	備考
1	自治体A（都道府県）	令和4年10月	オンライン会議	• 首都圏
2	自治体B（市町村）	令和4年10月	訪問	• 首都圏以外
3	自治体C（市町村）	令和4年12月	電話	• 首都圏以外
4	福祉事務所A	令和5年1月	オンライン会議	• 首都圏
5	福祉事務所B	令和5年2月	オンライン会議	• 首都圏
6	事業者A	令和4年9月	オンライン会議	• 首都圏以外
7	事業者B	令和4年10月	訪問	• 首都圏以外
8	事業者C	令和4年10月	電話	• 首都圏
9	事業者D	令和4年10月	オンライン会議	• 首都圏

#### (2)調査内容

主なインタビュー項目は以下の通りである。

図表 66 主なインタビュー項目

No.	インタビュー対象	主なインタビュー項目
1	自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体内における無届施設の状況</li> <li>無届施設に関する情報収集の方法</li> <li>届出勧奨における課題</li> <li>自治体内におけるサテライト型住居の設置状況</li> <li>サテライト型住居の活用に向けた課題</li> </ul>
2	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>無届施設の存在が明らかになる経緯</li> <li>無届施設の実態</li> <li>サテライト型住居の活用状況</li> <li>サテライト型住居の活用に向けた課題</li> </ul>
3	無料低額宿泊所の運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出のメリット/デメリット（届出に関するハードル）</li> <li>届出を促進するための方法・課題</li> <li>サテライト型住居の運営状況</li> <li>サテライト型住居の入居者像</li> <li>サテライト型住居の活用方法</li> <li>サテライト型住居の運営に関する課題</li> </ul>

## 1. 事前届出制について

### (1)自治体・福祉事務所へのインタビュー結果

#### ①無届施設に関する情報収集方法

- 無料低額宿泊所や有料老人ホームに該当する疑いがある施設を運営している事業者に対して、施設運営に関するアンケート調査を実施している。本アンケート調査では、施設の運営実態を把握するため、居室数や定員数、入居者数、職員体制、提供しているサービス、入居時の契約形態・内容について聞いている。もちろん、調査に回答しない事業者はいるものの、基本的には回答していただいている。無届で無料低額宿泊所を運営している事業者は、必ずしも「劣悪だから行政に見つからないようにしたい」という考えを抱いているわけではないと思う。(自治体B)
- 福祉事務所に対し、年に1～2回の定例会議で無届施設に関する情報提供依頼を行っている。無届施設が存在する地域の福祉事務所とは個別に情報交換も実施している。(自治体A)
- 福祉事務所を対象に年1回、無届施設に関する調査(メール・文書照会)を実施している。有料老人ホームや無料低額宿泊所として届出がされていない施設で、定員が5人以上かつ何らかのサービスを提供していると思われるものが無いかを聞き、情報提供を依頼している。また、高齢部局では有料老人ホームの調査をしており、有料老人ホームに該当しないと判断された施設については無料低額宿泊所の管轄課に情報提供がある。(自治体C)
- 同じ建物に入所している人からの保護申請が相次ぎ、福祉事務所が調査したところ当該施設が無届施設であると明らかになったことがある。入居希望者と契約した後、入居者に対して生活保護の申請を指示していたようである。また、無届施設に入居されていた方が自主的に来庁され、当該事業者との契約書などを提供していただいたことがある。(自治体A)
- 福祉事務所で無届疑いの施設を発見する経緯だが、保護の申請時に世話人と思われる人が一緒に来たり、その人が本人の代わりに何らかの手続きを実施したりすることで発覚するケースが多い。(自治体C、福祉事務所A・B)

#### ②無届施設の状況

- 無料低額宿泊所の条件(生計困難者のみが入居可能等)に該当していても、単に住居を提供しているだけで、サービス提供・支援が目的ではない施設もある。(自治体C)
- 無届施設の中には「事務手数料」などの名目で支援費以外の費用を利用者から徴収している施設や、「生活保護が打ち切られたら退去すること」を契約の中に入れてある施設がある。(自治体A)
- 無届施設を運営している団体は生活困窮者向けの無料相談会などを実施しており、そこに来た方に当該施設(無届施設)を紹介して施設の利用契約を結んだ模様である。その後、相談者から詳しい事情を聴き、生活保護が必要だと判断して福祉事務所の窓口相談に同行したようである。(福祉事務所B)

#### ③届出勧奨の実施方法

- 事業者に対しては、無届施設は被保護者の住居として認められないため、届出をするように伝えている。また、無届施設に入居している被保護者には転居指導をするようにしている。しかし事業者は施設を満員にしようと次々に新しい入居者を見つけてくるため、結果的に「たちごっこ」になる。(福祉事務所A)
- 文書指導・調査は都道府県の所管であるため福祉事務所としては実施しておらず、都道府県に情報提供をして動いてもらう。情報提供をする際には契約書の写し、サービスの提供有無、施設の状況、入居者像を伝えている。契約書が提出されなければ住宅費の補助を出せないことから、契約書は手に入れることができる。(福祉事務所A)
- 福祉事務所への調査によって明らかとなった無届疑いの施設については、その後、施設に対し

て個別に文書で照会をかけている。文書を送付すると、その施設の運営者から連絡がくることが多い。しかし、入居者とは賃貸借契約しか結んでおらず無料低額宿泊所に該当するとはいえないことがある。また、無料低額宿泊所に該当する場合も、事業者側が無料低額宿泊所だと認識しておらず、照会文書が届いて初めて認識するというケースがある。(自治体C)

- 無届施設の運営実態が悪質である場合には、入居者が当該施設に入居する際に転居費用を支給しないこととしている。その施設に入居することで明らかに生活が苦しくなることが予見される場合は福祉事務所側で防止する。当自治体ではアパート型の施設(届出済の無料低額宿泊所)が多数存在するため、悪質な事業者は淘汰されている。悪質な事業者が淘汰されるか否かについては、その地域に被保護者が入居できるような住居の供給があるか否かが関連しているのではないか。(自治体C)
- 火災予防については、無料低額宿泊所に該当するか否かにかかわらず注意喚起をしている。無届疑いの施設を把握した後、個室型ではない施設については建築部局と一緒に訪問して、改善点があれば指導する。何か事件が起きた時に「無料低額宿泊所ではないから指導しなかった」というのは言い訳にならないと考えているため、無料低額宿泊所に該当するかにかかわらず必要であれば指導している。防火安全の指導については、違反がある場合は改善されるまで継続的に訪問する。また、消防も定期的に当該施設へ訪問している。保護部局としては、無料低額宿泊所として届出がある場合は監査で訪問する。無届施設については、問題がなければ訪問は1回きりであるが、運営形態が変わった場合は再訪問するようにしている。(自治体C)
- 無料低額宿泊所と有料老人ホームのどちらに該当するか判断が難しい施設がある。無料低額宿泊所として届出をしてもらうのか、有料老人ホームとして届出をもらうのか行政側で判断しきれず、届出勧奨に踏み切れなかったことがある。有料老人ホームの登録制度には罰則の規定があるが、罰則の適用を匂わせることで事業者と連絡が取れなくなるというリスクがあるため、高齢分野の担当部局では事業者に対して無理に登録させるようなことは行っていない。最終的には、行政内で無料低額宿泊所の所管部局と有料老人ホームの所管部局で調整している間に当該事業者から無料低額宿泊所として届出があった。恐らく、無料低額宿泊所のほうが有料老人ホームに比べて人員配置の基準が満たしやすかったのだろう。(自治体B)
- 福祉事務所から無届施設に関する情報提供があった際には当該施設の定員数を確認している。多くの場合、定員が5人未満であり無料低額宿泊所には該当しないという判断になる。自治体内の無料低額宿泊所の運営事業者から聞いた話によると、こういった無届施設の運営事業者は届出を逃れるため、意図的に定員を5人未満としている場合があるようだ。(自治体A)

#### ④届出勧奨における課題

- 当自治体ではアパートの一部の居室を借り上げる形の無料低額宿泊所が多い。そのため、無料低額宿泊所の運営基準の中で満たしにくい項目は少ないのではないかと。また、このあたりの事情は地域差があると思う。例えば、首都圏などの住宅事情が厳しい地域では、個室にしなればならない点、一定の面積水準を満たさなければいけない点などが無料低額宿泊所として運営基準を満たす際のハードルになる可能性がある。しかし、このような要件を緩めた場合、当自治体では質の低い事業者が無料低額宿泊所の運営に参入してしまうことが懸念される。(自治体B)
- 届出を促進するためには届出のメリットを作ることが重要だと感じる。例えば、補助金交付や税金の減免などが考えられるのではないかと。(自治体B)
- 現在サブリース型で施設運営している事業者が届出をして無料低額宿泊所に転換するとなると、経営的にはかなり厳しい状況に追い込まれると考えられる。(自治体C)
- 無届施設の運営事業者に対して届出勧奨を行い事業者が届出に向けて動き出したにもかかわらず、無料低額宿泊所の設置に係る住民説明会で反対を受け、一度届出を断念した事例がある。その後、自治体から当該事業者に対してアドバイスを重ねた結果、住民説明会を無事に完了し、届出に至った。(自治体A)
- 届出を促進するための策としては、無届施設を運営する事業者に対する罰則を設けることなどが考えられる。また、福祉事務所に介入してもらい、無届施設の入居者を別の無料低額宿泊所

に転居させるということもあり得るのではないか。ただしこの方法は転居に係る費用を福祉事務所が負担することになるため、行政の財政負担が大きい。（自治体A）

- 現在無届で運営している施設については、必ずしも無料低額宿泊所になるのではなく、居住支援法人に登録してもらうことも考えられるのではないか。また、無料低額宿泊所として届出をするメリットを作るのであれば、届出済の事業者リストを行政が公開したり、居住先を探している被保護者に対して福祉事務所が届出済の事業者を紹介したりするなど、まずは簡単なものから始めるという形でも良いのではないか。福祉事務所から入居者の紹介を受けられることは事業者側にとってはメリットだと思う。（自治体C）
- 都市部と地方では住宅事情が大きく違い、それが無料低額宿泊所の状況の違いにつながっていると思う。住宅事情が厳しい地域のほうが悪質な事業者が生き延びやすいのではないか。（自治体C）
- 管内で運営されている依存症回復施設について、定義としては無料低額宿泊所の無届施設に相当することになるが無料低額宿泊所とは異なる役割を果たしているものであると認識している。依存症回復施設に関しては制度上の取り扱いが曖昧であるため、国や都道府県のほうで整理をしていただきたい。本来であれば、無料低額宿泊所の無届施設に入居されている方は法的位置づけがある施設・届出がされている施設に移ってもらうべきである。しかし、依存症回復施設は使命感を持った運営者が多く、ケアの質も一定程度は担保されていると見受けられることから、悪質な無届施設であるとは言い切れない。（福祉事務所B）

## (2)事業者へのインタビュー結果

### ①届出における課題

- 届出をすることで行政からのお墨付きが貰えるということ以外にも、届出のメリットを作ることが重要であると思う。日常生活住居支援施設に対しては自治体から委託費が出るものの、日常生活支援住居施設ではない無料低額宿泊所に対しては国や行政からの金銭的補助はない。無料低額宿泊所以外にも様々な社会福祉関連の事業と組み合わせることで法人全体としての経営を成り立たせることはできるが、無料低額宿泊所のみで経営を安定させることは非常に厳しい。（事業者A・B）
- 以前は入居者から徴収する支援費に上限が定められていなかったため、支援費の名目で保護費のほとんどを徴収する悪質な事業者がいたのではないかと。しかし規制強化によって、日常生活支援住居施設として認定されている無料低額宿泊所における基本サービス費の上限が月 7,000 円/人となったことにより、上記のような悪質な事業者であっても無料低額宿泊所を運営する経営的なメリットは無くなったのではないかと。（事業者A・B）
- 手厚い支援を実施している事業者であれば無届で施設を運営するという事は無いのではないかと。支援を必要とする人の受け皿が無届施設以外に存在すれば、無届施設は自然と淘汰されていくと思う。（事業者A・D）
- 良質な無料低額宿泊所を運営する事業者に人が流れるようにするためには、無料低額宿泊所に関する情報を行政が積極的に公開することが必要だと思ふ。例えば、料金や支援内容、入退去者・失踪者の数などの公開である。失踪者の数は、施設が提供している支援の質のバロメーターになると考えている。当事業所が位置する自治体では、「住む場所がない（なくなる）」という人からの相談が来た場合、行政は相談者に対して無料低額宿泊所のリスト（運営法人名・施設名・住所・電話番号）を渡し、「入りたい施設に連絡を取ってください」と伝えているようである。このような対応では相談者はどの施設を選んで良いか分からない。また、全く知らないNPO法人などに連絡をとること自体、相談者にとってはハードルが高いと思う。（事業者D）
- 当法人では自立支援の観点から小規模な施設（定員2～4人）の運営にこだわりがあったため、無料低額宿泊所としての届出ができない時期があった。しかし、自治体が貧困ビジネスを規制する観点から独自の条例を作り、小規模な施設であっても届出をすることができるようになったため、条例に該当する施設として届出を行った。（事業者D）
- 職員要件を満たすことが難しいため、届出をしていない事業者がいるのではないかと。特に、小規模の無料低額宿泊所、アパート型の無料低額宿泊所の場合、施設長を常勤で配置する必要があるのかどうか疑問である。（事業者B・D）

## 2. サテライト型住居について

### (1)自治体へのインタビュー結果

#### ①サテライト型住居の現状

- サテライト型住居の設置に関する相談は来たことがあるが、日常生活住居支援施設を運営している事業者であったため、行政としてはサテライト型住居の活用は馴染まないと考えている。一方で事業者側は「日常生活住居支援施設の入居者（重点的要支援者）の状態像には幅があり、本人の状態像によっては訪問介護などを利用することで居宅生活が可能だ」という意見を持っており、日常生活住居支援施設を本体施設としたサテライト型住居の設置が制度的に許容されるようになれば前向きにサテライト型住居の活用を検討したいと聞いている。そのほか「新型コロナウイルスへの対策（感染者の隔離先の確保）のためにサテライト型住居を活用したい」と言っている事業者がいた。（自治体A）
- 当自治体では無料低額宿泊所の本体施設もサテライト型住居も一般のアパートを借り上げて運営しているケースが多く、実態としては両者に明確な差はないと認識している。また、アパートを借り上げるタイプの無料低額宿泊所やサテライト型住居の場合、居宅に近い生活を送ることが可能なため「一時的な住居」という認識は薄いと思う。（自治体B）

#### ②サテライト型住居の活用促進に向けた方策

- 無料低額宿泊所から居宅生活に移行する際、いきなり支援が無くなってしまうと本人の状態が不安定になるケースがある。例えば、精神疾患をお持ちの方が服薬を管理できなくなるケースなどが挙げられる。こういったケースの発生を防ぐため、居宅生活への移行準備の場としてサテライト型住居を活用することができるのではないか。（自治体A）
- 現在の制度では「本体施設の入居者は10人まで」という縛りがあるが、サテライト型住居への巡回がきちんとできるのであれば、本体施設の入居者数に係る要件は緩和しても良いのではないか。（自治体A）
- サテライト型の無料低額宿泊所はニーズがあると思う。無料低額宿泊所から直接アパートに移行したとしても、金銭管理や健康管理に課題があり生活が上手くいかない方がいる。サテライト型住居を使ってワンクッション挟むことで安心して地域移行ができるのではないか。当福祉事務所では事業者側から「設置したい」という話は聞いていない。（福祉事務所B）

### (2)事業者へのインタビュー結果

#### ○サテライト型住居の現状（入居者像・運営方法など）

- 当法人では、無料低額宿泊所の本体施設もサテライト型住居も一般のアパートを借り上げて運営しており、本体施設とサテライト型住居の間に入居者の状態像や生活などはあまり変わらない。（事業者B）
- サテライト型住居の制度ができる以前から、定員4人以下であるものの実質無料低額宿泊所として運営していた施設があった。サテライト型住居の制度ができたため当該施設を無料低額宿泊所のサテライト型住居として位置付けた。サテライト型住居の設置経緯はこのようなものであるため、本体施設とサテライト型住居の間に入居者像に変わりはない。建物はいずれも一戸建てであり、定員数が異なるのみである。（事業者C・D）

#### ○サテライト型住居の活用方法・活用するメリット

- サテライト型住居の制度ができるまで、定員4人以下の無料低額宿泊所を運営していたが、行政からの提案によってサテライト型住居を設置（移行）することとなった。サテライト型住居にすることにより、本体施設とサテライト施設で別々に施設長を置く必要がなくなるため、通常の無料低額宿泊所を2か所運営するよりも、本体施設とサテライト型住居という形で運営するほうが職員配置の面でメリットがある。特に当法人は一戸建てを借り上げて無料低額宿泊所としているため、1か所あたりの定員数が少なく、各施設に社会福祉士を1人配置することが難しい。（事業者C）

- 居宅生活への移行の練習には小規模な施設のほうが良いという考えがあるため、サテライト型住居を積極的に活用している。大規模な施設になるとゴミ出しや地域住民との付き合いなどの練習が難しくなる。現在は住宅事情及びコストの関係で一戸建てを借り上げているが、一般のアパートを借り上げる形のほうが居宅移行に向けた訓練や本人のストレス軽減という意味では効果的ではないかと感じる。これまでもアパートを借り上げるという話が出たことはあるが、住民からの反発があったりしたため現時点では実現に至っていない。（事業者D）
- 介護保険など他制度を利用できる方はサテライト型住居で生活することも可能ではないか。（事業者A）
- サテライト型住居の設置には、居宅生活への移行訓練のための場を作るという目的以外にも、「本体施設が満員で新たな受け入れ先を作る必要があるため」などハード面に関する事情が関係しているのではないか。（事業者A）

#### ○サテライト型住居の運営に関する課題

- 厚生労働省の通知では「毎日訪問が原則」となっており、当法人では毎日訪問しているが、自立の促進という観点で考えると毎日訪問することにより入居者を施設職員や支援に依存させてしまうというデメリットが考えられる。（事業者B）
- 社会福祉士が訪問しているが、定期訪問の必要性はそこまで感じていない。毎日訪問をすることよりも、問題が起きた際にすぐに職員に連絡がつくこと、職員が駆け付けることができる体制を構築することのほうが重要であると感じる。（事業者C）
- 訪問頻度については入居時に本人の希望を聞いているが、「毎日訪問に来て欲しい」という方は非常に稀である。（事業者D）
- 現在の制度では設置できないが、日常生活住居支援施設にサテライト型住居をつけるという考え方もあり得ると思う。建物が離れていても支援が行き届くのであれば問題はない。また、サテライト型住居は常駐ではなく訪問で良いからといって運営コストが低いわけではない。（事業者A）
- サテライト型住居の職員配置要件については、現在より厳しくても良いと感じる。当法人で運営している無料低額宿泊所は入居者の入れ替わりが激しいため、20:1だと退去に係る引越し支援や新規入居者の受け入れを同時並行で進める際の負担が大きく、場合によっては十分な支援ができていないのではないかと感じることもある。（事業者D）

## VI. まとめ

アンケート調査結果、インタビュー調査結果、研究会でのディスカッション内容を踏まえ、無料低額宿泊所の事前届出制及びサテライト型住居について、現状及び今後の検討課題を整理した。

また、アンケート調査の有効回収率は 96.1%であり 100.0%ではないため、本章でアンケート調査結果として記載している数値については回答のあった 124 自治体における状況である。

なお本章では、「無届施設」及び「『無届施設』の疑いがある施設」を総称して「無届施設等」と記載している。

### 1. 無料低額宿泊所の事前届出制について

#### (1)事前届出制の現状

##### ①無料低額宿泊所及び無届施設等の数

###### A. 無料低額宿泊所の届出状況

- アンケート調査に回答した自治体のうち、令和 4 年 9 月 1 日時点で無料低額宿泊所の届出がある自治体は全体で 47.6%であり、都道府県では 54.5%、政令指定都市では 89.5%、中核市では 29.5%である。また、届出数は平均 10.6 件である。〔p. 20〕
  - 地域分布をみると、首都圏が 69.5%、中京圏が 9.4%、近畿圏が 2.7%、三大都市圏以外の地域が 18.4%であり、首都圏が過半数を占めている<sup>6</sup>。〔p. 21〕

###### B. 無届施設等の数

- アンケート調査に回答した自治体のうち、調査回答時点で「『無届施設』がある」と回答した自治体は、全体で 8.9%であり、無料低額宿泊所の届出がある自治体では 16.9%、無料低額宿泊所の届出がない自治体では 1.5%である。〔p. 24〕
  - アンケート調査に回答した自治体における無届施設の数（調査回答時点で自治体が把握している数）は合計で 48 施設であり、平均値・中央値・最大値はそれぞれ 5.3 施設、3.0 施設、16 施設である<sup>7</sup>。 ※平均値・中央値は 0 を除いて集計した数値。〔p. 26〕
  - アンケート調査結果から無届施設等の地域分布を分析すると、「無届施設」は首都圏が 72.9%で最も多く、中京圏は 4.2%、近畿圏は 0.0%、三大都市圏以外の地域は 22.9%である。〔p. 26〕
- アンケート調査に回答した自治体のうち、調査回答時点で「『無届施設』であることが疑わしい施設がある」と回答した自治体は、全体で 8.9%であり、無料低額宿泊所の届出がある自治体では 15.3%、無料低額宿泊所の届出がない自治体では 3.1%である。〔p. 24〕
  - アンケート調査に回答した自治体における無届疑いの施設の数（調査回答時点で自治体が把握している数）は合計で 63 施設であり、平均値・中央値・最大値はそれぞれ 7.0 施設、4.0 施設、27.0 施設である<sup>8</sup>。 ※平均値・中央値は 0 を除いて集計した数値。〔p. 27〕

##### ②無届施設等に関する情報収集や届出勧奨の状況

###### A. 無届施設等に関する情報収集・届出勧奨の方法

- 無届施設等に関する情報収集の方法は、無料低額宿泊所の届出がある自治体では「関係部局・関係機関からの情報提供を受け付けている」が 69.5%で最も多く、次いで「関係部局・関係機関に情報提供を依頼している」が 32.2%である。一方で、無料低額宿泊所の届出がない自治体では、「特に実施していることはない」が 46.2%で最も多い。〔p. 28〕

<sup>6</sup> 三大都市圏の定義は、「首都圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」、「中京圏：岐阜県・愛知県・三重県」、「近畿圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県」としている。

<sup>7</sup> アンケート調査内では無届施設等の運営法人に関する設問を設けていないため、運営主体の法人格、施設数と運営法人数の関係性については把握していない。

<sup>8</sup> 同上。

- 無届施設等に関する情報を入手した場合の対応方法は、無料低額宿泊所の届出がある自治体/ない自治体のいずれにおいても「福祉事務所やケースワーカー、その他関連部局の職員等に既知の情報が無いかを尋ねたり、情報提供を依頼したりする」が最も多い（それぞれ 74.6%、70.8%）。また、無料低額宿泊所の届出がある自治体では「当該施設に訪問し、状況を調査する」（57.6%）や「WEB 等で当該施設に関する公表情報を調査する」（62.7%）、「当該施設への電話や呼び出しを行い、状況を確認する」（61.0%）と回答した自治体も過半数を超えていた。〔p.31〕
- 「無届施設」に対する届出勧奨の実施方法は、無料低額宿泊所の届出がある自治体/ない自治体ともに、「電話をかける」が 66.1%、52.3%で最も多い。また、無料低額宿泊所の届出がある自治体では「現地に訪問する」も 55.9%と過半数を超えていた。〔p.32〕

## B. 届出勧奨の状況

- アンケート調査に回答した自治体のうち、無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象とした施設がある自治体は、全体で 15.2%であり、無料低額宿泊所の届出がある自治体では 25.5%、無料低額宿泊所の届出がない自治体では 6.2%である。〔p.33〕
  - アンケート調査に回答した自治体において、無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象とした施設の数、令和2年度以降で累計 177 施設（調査や届出勧奨の結果、無料低額宿泊所に該当しないと判断された施設・無料低額宿泊所であるか否かの判断がついていない施設を含む）、平均 1.4 施設（0を除く平均は 9.3 施設）である。〔p.33〕
  - 内訳としては、「届出勧奨を実施し、届出に至った施設」が 10.2%（17.5%）、「届出勧奨を実施したものの届出に至っていない施設」が 24.3%（41.7%）、「無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設」が 4.5%（7.8%）、「無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がついていない施設」が 19.2%（33.0%）、「無回答」が 41.8%である。  
※括弧内は無回答を除いて集計した数値。〔p.34-35〕
- 届出勧奨を実施したにもかかわらず回答時点で届出に至っていない施設がある理由は、無料低額宿泊所がある自治体（5か所）では「運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、何らかの理由で届出がされないため」（60.0%）が最も多い。また、「何らかの理由」としては、運営規程等の整備に時間を要している、多忙を理由に届け出られていないなどの理由が挙げられている。〔p.39-40〕

図表 67 令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象となった施設の内訳

	割合（括弧内は無回答を除いた数値）		
	全 体	うち、無料低額宿泊所の届出がある自治体	うち、無料低額宿泊所の届出がない自治体
届出勧奨を実施し、届出に至った施設	10.2 (17.5)	11.0 (20.2)	0.0 (0.0)
届出勧奨を実施したが、届出に至っていない施設	24.3 (41.7)	20.2 (37.1)	71.4 (71.4)
無料低額宿泊所に該当しないと判断した施設	4.5 (7.8)	2.5 (4.5)	28.6 (28.6)
無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がついていない施設	19.2 (33.0)	20.9 (38.2)	0.0 (0.0)
無回答	41.8 (-)	45.4 (-)	0.0 (-)
合 計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(単位：%)

### ③無届施設等に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題

- 「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題は、無料低額宿泊所の届出がある自治体/ない自治体ともに「情報を収集することが難しい」が 61.0%、44.6%で最も多く、次いで「届出制度に強制力（罰則等）がないため届出勧奨が難しい」が 49.2%、29.2%である。〔p.44-46〕

## (2)届出促進に向けた検討課題

無料低額宿泊所については、いわゆる「貧困ビジネス」への対応として、平成30年に行われた社会福祉法の改正により規制の強化を図ったものであるが、その後も無届の施設が存在するとの報道がされるなど、規制強化の趣旨が徹底されていない状況が顕在化している。令和2年12月に厚生労働省により、無届の事業所に係る情報収集や調査等に関する内容について、届出勧奨の通知<sup>9</sup>が発出され、該当する事業所が確認された場合には情報収集や調査等の取組が求められているが、さらに届出を適切に進めるための実効性を高める方策を検討する必要があると考えられる。

本調査においては、無料低額宿泊所の届出の現状や法改正の趣旨を徹底する観点から、以下の課題等を示すものである。

なお前項でも述べた通り、無料低額宿泊所の届出制度について、アンケート調査では主に以下の点が明らかとなった。

図表 68 アンケート調査結果のポイント

- アンケート調査に回答した124自治体のうち、調査回答時点で「無届施設」があると回答した自治体、「『無届施設』であることが疑わしい施設」があると回答した自治体はいずれも8.9%である。
- 「無届施設」のうち72.9%は首都圏に位置している。
- 無届施設等に関する情報提供等に基づいて自治体が令和2年度以降に調査や届出勧奨の対象とした施設は累計177施設であり、そのうち24.3%は調査回答時点において届出に至っていない。
- 「無届施設」や「『無届施設』の疑いがある施設」に関する情報収集や届出勧奨を実施する上での課題は、無料低額宿泊所の届出がある自治体/ない自治体ともに「情報を収集することが難しい」が61.0%、44.6%で最も多く、次いで「届出制度に強制力（罰則等）がないため届出勧奨が難しい」が49.2%、29.2%である。

これらを踏まえ、無料低額宿泊所の届出促進に向けた検討課題について、研究会及びインタビュー調査で出た意見は以下の通りである。

- 無料低額宿泊所の支援内容については、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができること、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならないこと、入居者の意思及び人格を尊重して常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めることなどとされ（最低基準第3条）、これらの支援を適切に行うために社会福祉事業等に2年以上従事した者などの資格要件が求められていることに留意が必要である（最低基準第6条）とされており、「無料低額宿泊所として届けられることによりこれらの支援や体制が確保しやすくなる」との意見があった。
- また、「現在の制度では届出に関する強制力がないため、無届施設を運営する事業者に対する罰則を設けるなど事前届出制に強制力を付与することが必要ではないか<sup>10</sup>。罰則を付与することによって行政側が事業者側に届出勧奨を行いやすくなるのではないか」との意見があった。一方で、「現在の制度では事業者側が届出に関するメリットを感じにくいいため、届出を促進するためには、事業者がメリットを感じられるようにすること、例えば、良質な無料低額宿泊所を運営する事業者に関する情報を行政が積極的に公開することが必要」という意見があった。
  - ▶ ただし、「規制をかけないことにより危険が生じるものについては、規制を守る側にメリットがない場合でも規制を行う仕組みは他に複数存在し、無料低額宿泊所の届出についても、貧困ビジネスを規制するという法改正の趣旨を考えれば同様の規制であると考えられる。事業者側へのメリットを考える際には、その事業により発揮できる価値があり、事業を促進することにより得られる公益的な価値があるという観点で考える必要がある」との意見があった。

<sup>9</sup> 「無料低額宿泊所の届出勧奨等に係る留意事項について」（令和2年12月11日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

<sup>10</sup> 本報告書のI章でも述べたように、厚生労働省社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）において取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日）では、無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化するための対策を講じる方向での検討が必要であるとされている。

- 情報収集が課題であると感じている自治体が多いことから、無届施設等に関する情報収集の方法、無料低額宿泊所の無届施設に該当する施設の例などについて、国から自治体へ情報提供を行うことが考えられる。また、情報収集の方法については、「無料低額宿泊所の管轄部局が住宅部局や居住支援関連部局と連携して情報収集することが望ましい」という意見があった。さらに、「法令上、無届けの場合の罰則の創設に加え、自治体側が届出の勧奨をしやすくなるよう、例えば国において届出に向けた具体的な手順を示したガイドラインの発出などの手法も考えられるのではないか」との意見もあった。
- 無料低額宿泊所は事前届出の仕組みであるため、自治体は無料低額宿泊所が運営を開始する前にその存在を把握することができる。「火事等の事故防止の観点からは、あらかじめ把握された無料低額宿泊所については、消防法上必要な設備等の設置状況等の確認が事前に可能であり、最近の共同住宅における火災など、被害を最小限にする観点から、事業所や消防部局と連携し避難訓練を実施することを促すなど自治体の役割が発揮できる」また「適切に届出が行われた事業所に関しては、自治体との友好的な関係を築きつつ、定期的な指導監査を通じて建物等の安全の確認が可能になることから、まずは届出をしてもらうことに重点を置くべきではないか」という意見があった。
- 無料低額宿泊所に関する状況の地域差について、「無料低額宿泊所に関する状況について、居住環境などは首都圏と地方で大きく異なるのではないかと。地方はアパートを借りて1人1部屋で運営しているアパートタイプが多いが、首都圏は1つの建物で複数人が共同生活を送る集合住宅タイプが多く、支援のあり方も自ずと変わってくる。例えば、本体施設もサテライト型住居も含めて、利用者の同意を前提として、個別支援計画を作成し福祉事務所との共通認識のもとで、訪問回数や安否確認を効率化するなどの方法により必要なタイミングで必要な支援をするなどの運用上の工夫を可能とし、無料低額宿泊所に運営のしやすさが見いだせれば、届出の促進につながるのではないかと。ただし先述のような運用上の工夫を行う際には、火事等の事故対策について万全を期して実施するための体制が求められる。」との意見があった。

## 2. 無料低額宿泊所のサテライト型住居について

### (1) サテライト型住居の現状

#### ① サテライト型住居の数

- 無料低額宿泊所に関する条例を定めている自治体のうち、サテライト型住居に関して条例内に「記載がある」と回答した自治体は、無料低額宿泊所の届出がある自治体で74.1%、無料低額宿泊所の届出がない自治体で74.6%である。〔p.47〕
- アンケート調査に回答した自治体のうち、調査回答時点でサテライト型住居の設置（届出）がある自治体は3か所であり、届出されているサテライト型住居自体の数は34施設（本体施設は10施設）である。また、サテライト型住居の届出予定がある自治体は4か所であり、設置予定数は12施設（本体施設は6施設）である。〔p.48〕
- 「サテライト型住居の設置に関する問い合わせがあった」と回答した自治体は無料低額宿泊所の届出がある自治体で13.6%、届出がない自治体で4.6%である。また、「相談を受けた（受けている）」と回答した自治体は無料低額宿泊所の届出がある自治体で3.4%、届出がない自治体で3.1%である。〔p.49〕

#### ② サテライト型住居の活用方法

- サテライト型の活用方法については、研究会及びインタビュー対象の事業者から、「居宅生活への移行の練習には小規模な施設のほうが効果的であり、サテライト型住居を積極的に活用している」といった回答があった。一方で、サテライト型住居の入居者像については、「本体施設とサテライト型住居の間で入居者像が変わりはない」といった回答があった。〔p.56-57〕
  - 本体施設とサテライト型住居で入居者像が変わらない理由としては「サテライト型住居の制度運用以前から定員4人以下で運営しており、制度運用開始に伴って当該施設をサテライト型住居として位置付けた」との回答があった。〔p.56〕

## (2) サテライト型住居の活用に向けた検討課題

無料低額宿泊所のサテライト型住居は、本体施設と一体的に運営されている定員4人以下の住居についても、利用者保護の観点から無料低額宿泊所の範囲に含めて規制の対象とするものとされている。無料低額宿泊所（本体施設）の事前届出制等の規制強化については、令和2年4月に行われたが、サテライト型住居については、経過措置により令和4年4月からの制度開始となっている。

経過措置は、利用者支援の質の確保を図ることができる制度とするための整理を行うための準備期間として設けられたものであり、その後、令和3年8月に厚生労働省から、入居者の適切な状況把握や非常災害対策等に関する内容について「留意事項通知<sup>11</sup>」が発出されている。

本調査においては、サテライト型住居の適切な運営を確保することに加え、運用開始後間もないサテライト型住居の現状や今後の活用に向けた課題等を以下に示すものである。

- アンケート調査では、サテライト型住居が既に設置されている自治体は全国で3自治体であり、サテライト型住居の設置数は34施設（本体施設は10施設）であることが明らかとなった。
- 自治体へのインタビュー調査では、サテライト型住居の設置・活用目的について「居宅生活への移行訓練の場を作ること」との回答があった。また、「定員が4人以下であることから従来は単独（本体施設あり）での届出ができなかった施設の届出をすること」や「本体施設で受け入れきれない入居者の受け入れ先（サテライト型住居）を作ること」などの回答もあった。
- また「無料低額宿泊所から居宅生活に移行する際、急に支援が無くなると本人の状態が不安定になるケースがある。例えば、精神疾患をお持ちの方が服薬を管理できなくなるケースなどが挙げられる。このようなケースの発生を防ぐため、居宅生活への移行準備の場としてサテライト型住居を活用することができるのではないか。」といった意見があった。福祉事務所からは「サテライト型住居はニーズがあると思う。無料低額宿泊所から直接居宅生活に移行した場合、金銭管理や健康管理に課題があり生活が上手くいかない方がいる。サテライト型住居を使ってワンクッション挟むことで安心して地域移行ができるのではないか。」といった意見があった。
- 事業者へのインタビュー調査では、サテライト型住居の設置・活用目的について「大規模な施設ではゴミ出しや地域住民との付き合いなどの練習が難しく、居宅生活への移行の練習には小規模な施設の方が効果を見込めるため、サテライト型住居を積極的に活用している」や「現在は住宅事情及びコストの関係で一戸建てを借り上げているが、一般のアパートを借り上げる形のほうが居宅移行に向けた訓練や本人のストレス軽減という意味では効果的ではないか」といった意見があった。
- また、職員配置に関して「サテライト型住居にすることにより、本体施設とサテライト型住居で別々に施設長を置く必要がなくなるため、通常無料低額宿泊所を2か所運営するよりも、本体施設とサテライト型住居という形で運営する方が職員配置の面でメリットがある」という意見があった。一方で、「サテライト型住居の職員配置については、現在より厳しくても良いと感じる。運営している無料低額宿泊所は入居者の入れ替わりが激しいため、退去に係る引越し支援や新規入居者の受け入れを同時並行で進める際の負担が大きく、場合によっては十分な支援ができていないのではと感じることもある」といった意見があった。
- 研究会においては、「サテライト型住居は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者に対して円滑な居宅への移行を目指すものとされ、入居者の状況把握等については、本体の無料低額宿泊所と一体的なサービス提供に支障がないものとする必要があるとされている。サテライト型住居はその目的に沿った運営が求められるが、人員配置にメリットを感じてサテライト型住居の運営を開始するような事業者の場合、本来の入居者への支援が疎かになることが考えられるため留意が必要である。」との意見があった。

<sup>11</sup> 「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

## 參考資料



## 参考資料1 アンケート調査票

### 厚生労働省 令和4年度社会福祉推進事業 無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究 アンケート調査票

#### 本調査についてのご案内

##### 1. 調査目的

この度、私どもPwCコンサルティング合同会社は、厚生労働省「令和4年度社会福祉推進事業」の国庫補助を受け、「無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究」を実施することとなりました。

無料低額宿泊所とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号において規定される「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う社会福祉住居施設です。平成30年の法改正により、令和2年4月から事前届出制による規制強化が行われ、令和4年4月からはサテライト型住居制度が開始されました。

本調査研究では、無料低額宿泊所に係る届出状況、無届の場合の事業所に対する指導状況の実態や、サテライト型住居の届出状況及び運営状況等に係る実態を明らかにしたいと考えております。

ご多用の折恐れ入りますが、本アンケート調査にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

##### 2. 回答期限

**令和4年9月30日（金）**

##### 3. 回答方法

本Excelの「調査票」の回答欄（赤色セル）に直接回答を入力の上、下記メールアドレスまでご提出ください。

##### 4. 提出先メールアドレス

**#####@pwc.com**

##### 4. 回答内容の取扱

ご記入いただいた内容は、自治体名・事業者名・施設名等の情報がわからないよう匿名化したうえで、今後の社会保障政策の検討にのみ活用します。また、分析結果の公表に際しては、統計的に処理する等、個別の自治体や事業者・施設が特定されないことのないよう、十分に配慮します。個人情報の取り扱い方法に関する詳細は別添資料「アンケート調査へのご協力のお願い」の別紙2をご参照ください。

**ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただけますようお願い申し上げます。**

#### 本調査に関するお問い合わせ先

「無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究」事務局

(PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 担当：初見、熊本、安田)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otenachi Oneタワー

**T E L : 0 1 2 0 - # # # - # # # (平日9~18時)**

**E-mail : #####@pwc.com**

**I. 貴自治体について**

**<無料低額宿泊所とは>**

無料低額宿泊所とは、第二種社会福祉事業のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号において規定される「生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う社会福祉住居施設です。具体的には、直ちに単身での居宅生活が困難な方に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居宅の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない方に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居宅の場を提供する役割を担うものです。

そのため、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるかを常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退去のための必要な援助に努めることとされています。

全員にお伺いします。

自治体名		
問1(1) 無料低額宿泊所の届出数（令和4年9月1日時点） ※無料低額宿泊所の届出が無い場合はゼロ（0）とご記入ください。		
問1(2) 無料低額宿泊所の所管部署 ※部署名をご記入ください。		
問1(2)SQ お電話番号 ※ご回答いただいた内容についてお問い合わせさせていただく場合がありますので、お電話番号をご記入いただけますと幸いです。		
問1(3) 無料低額宿泊所に関する条例等の有無 ※あてはまるものを1つお選びください。	1 あり →問1(3)SQへ 2 なし →問2へ	
問1(3)SQ 無料低額宿泊所に関する条例等のURL ※URLをご記入ください。 また、PDFなどのファイルがあるようでしたら、調査票送付時に添付いただけますと幸いです。		

**II. 無料低額宿泊所の届出について**

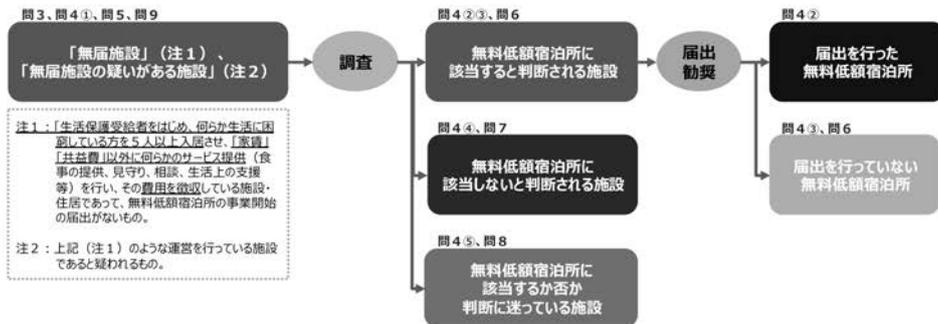
※本ブロックは、必要に応じて住宅関連部局、居住支援関連部局の方などと御相談いただきながら回答をお願いします。

**<本調査票で用いている用語の定義>**

①無届施設  
生活保護受給者をはじめ、何らか生活に困難している方を5人以上入居させ、「家賃」「共益費」以外に何らかのサービス提供（食事の提供、見守り、相談、生活上の支援等）を行い、その費用を徴収している施設・住居であって、無料低額宿泊所の事業開始の届出がないもの。

②「無届施設」の疑いがある施設  
上記①のような運営を行っている施設であると疑われるもの。

**(参考) 届出勧奨の実施フロー**



**全員にお伺いします。**

<b>問2</b> 条例等における無料低額宿泊所の届出に関する規定 ※あてはまるものをご記入ください。	1 条例等で規定している 2 条例等では特に規定していない
<b>問3(1)</b> 「無届施設」あるいは「無届施設」の疑いがある施設の有無 ※あてはまるものを全てご記入ください。	1 「無届施設」がある →問3(1)SQ1に詳細を記入 2 「無届施設」であることが疑わしい施設がある →問3(1)SQ2に詳細を記入 3 上記のいずれも存在しない 4 把握していない
<b>問3(1) SQ1</b> 「無届施設」の数 (回答時点で把握しているもの数) ※把握しているものがない場合はゼロ (0) とご記入ください。	件
<b>問3(1) SQ2</b> 「無届施設」の疑いがある施設の数 (回答時点で把握しているもの数) ※把握しているものがない場合はゼロ (0) とご記入ください。	件
<b>問3(2)</b> 「無届施設」や「無届施設」の疑いがある施設に関する情報収集の実施状況 ※あてはまるものを全てご記入ください。	1 関係部署・関係機関に情報提供を依頼している 2 関係部署・関係機関からの情報提供を受け付けている 3 その他 4 特に実施していることはない 「3 その他」に✔した場合→ (詳細をご記入ください)
<b>問3(3)</b> 「無届施設」や「無届施設」の疑いがある施設に関する情報収集における連携先 ※あてはまるものを全てご記入ください。	① 情報提供を依頼している関係部署・関係機関 1 福祉事務所・ケースワーカー 2 生活困窮相談部局 3 居住支援相談部局 4 高齢相談部局 5 障害相談部局 6 無料低額宿泊所の運営事業者 7 その他 8 情報提供を依頼している関係部署・関係機関はない 「7 その他」に✔した場合→ (詳細をご記入ください)
	② 情報提供を受けた実績がある関係部署・関係機関 1 福祉事務所・ケースワーカー 2 生活困窮相談部局 3 居住支援相談部局 4 高齢相談部局 5 障害相談部局 6 無料低額宿泊所の運営事業者 7 その他 8 情報提供を受けたことがある関係部署・関係機関はない 「7 その他」に✔した場合→ (詳細をご記入ください)
<b>問3(4)</b> 「無届施設」あるいは「無届施設」の疑いがある施設の情報入手した場合の対応方法 ※あてはまるものを全てご記入ください。	1 当該施設に訪問し、状況を調査する 2 福祉事務所やケースワーカー、その他関係部局の職員等に既知の情報が無いかを尋ねたり、情報提供を依頼したりする 3 WEB等で当該施設に関する公表情報を調査する 4 入居者の情報を照会する 5 当該施設への電話や呼び出しを行い、状況を確認する 6 その他 「6 その他」に✔した場合→ (詳細をご記入ください)
<b>問3(5)</b> 「無届施設」に対する届出動員の実施方法 ※あてはまるものを全てご記入ください。	1 現地に訪問する 2 書面で連絡する 3 電話をかける 4 呼び出しを行う 5 その他 「5 その他」に✔した場合→ (詳細をご記入ください)

問4 令和2年度以降に調査や届出動費を実施した 「無届施設」あるいは「無届施設」の疑いがある施設の数 ※現在、調査や届出動費を実施中のものも含めてご回答ください。 ※当該施設がない場合はゼロ(0)とご記入ください。		a. 令和2年度 に把握した施設	b. 令和3年度 に把握した施設	c. 令和4年度 に把握した施設	d. 把握した 時点が不明の施設	e. a~dの合計値 (自動計算)
① 令和2年度以降に調査や届出動費を実施した 「無届施設」あるいは「無届施設」の疑いがある施設の数						
届出動費の 実施あり	② 上記(①)のうち、無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断して 届出動費を実施し、現時点で届出に至っている施設の数					
	③ 上記(①)のうち、無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断して 届出動費を実施したが、現時点で届出に至っていない施設の数					
届出動費の 実施なし	④ 上記(①)のうち、無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため、 届出動費の対象外とした施設の数					
その他	⑤ 上記(①)のうち、無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がつかない施設の数 (調査前、調査中、実態が分からない、無料低額宿泊所に該当するとは疑われない等)					
⑥ ②~⑤の合計値(自動計算) ※本行の計算結果と①の数値が異なる場合は、数値をご確認をお願いします。						

問4①で「無届施設」あるいは「無届施設」の疑いがある施設が1件以上あると回答された方にお伺いします。

(あなたの回答は「-件」です。)

問5 令和2年度以降に調査や届出動費を実施した 「無届施設」あるいは「無届施設」の疑いがある施設の部屋数および定員数 ※届出済みのもの、現在、調査や届出動費を実施中のものも含めてご回答ください。 ※存在しない場合はゼロ(0)とご記入ください。	① 部屋数および定員数を把握している施設の数	件
	② 上記(①)の施設の部屋数の合計	部屋
	③ 上記(①)の施設の定員数の合計	人

問4③で「届出動費を実施したが、現時点で届出に至っていない施設」が1件以上あると回答された方にお伺いします。

(あなたの回答は「-件」です。)

問6 無料低額宿泊所に該当する可能性が高いと判断し、届出動費を実施したものの 届出に至っていない施設がある理由 ※あてはまるものを全てお選びください。	1 運営事業者が定員が5人未満のため、当該施設は無料低額宿泊所には該当しないと言っているため	
	2 運営事業者が入居者を生活困窮者に限定していないため、当該施設は無料低額宿泊所には該当しないと言っているため	
	3 運営事業者が被保護者が入居者の半分以下であるため、当該施設は無料低額宿泊所には該当しないと言っているため	
	4 運営事業者が、1~3以外の何らかの理由で、「当該施設は無料低額宿泊所には該当しない」と言っているため →問6 SQ1で詳細を回答	
	5 運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、何らかの理由で届出がされないため →問6 SQ2で詳細を回答	
	6 その他 「6 その他」に✔した場合→(詳細をご記入ください)	
【問6で選択肢4を選択された方にお伺いします。】	1 設備基準を満たしていないため	
	2 職員要件を満たしていないため	
	3 その他 「3 その他」に✔した場合→(詳細をご記入ください)	
問6 SQ1 運営事業者が「当該施設は無料低額宿泊所に該当しない」と言っている理由 ※あてはまるものを全てお選びください。	1 設備基準を満たしていないため(満たすことが難しいため)	
	2 職員要件を満たしていないため(満たすことが難しいため)	
	3 その他 「3 その他」に✔した場合→(詳細をご記入ください)	
【問6で選択肢5を選択された方にお伺いします。】	1 設備基準を満たしていないため(満たすことが難しいため)	
	2 職員要件を満たしていないため(満たすことが難しいため)	
	3 その他 「3 その他」に✔した場合→(詳細をご記入ください)	
問6 SQ2 運営事業者が当該施設は無料低額宿泊所に該当することを認めているものの、届出がされない理由(運営事業者が届出をしない理由) ※あてはまるものを全てお選びください。		

問4④で「無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため、届出動員の対象外とした施設」が1件以上あると回答された方にお伺いします。  
(あなたの回答は「-件」です。)

<p>問7 「無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断したため、届出動員の対象外とした施設」について、無料低額宿泊所に該当しない可能性が高いと判断した理由 ※あてはまるものを全てお選びください。</p>	1 当該施設の定員が5人未満であるため	
	2 入居者と運営事業者の間でサービス提供に係る契約を締結していることを確認できないため	
	3 生活保護受給者が入居者の半分以上であるため	
	4 入居者を生活困窮者に限定していないため	
	5 有料老人ホームなど他制度の施設に該当する可能性があるため	
	6 その他	
	「6 その他」に✔した場合→	(詳細をご記入ください)

問4⑤で「無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がつかない施設」が1件以上あると回答された方にお伺いします。  
(あなたの回答は「-件」です。)

<p>問8 無料低額宿泊所に該当するか否かの判断がつかない理由</p>	(詳細をご記入ください)
---	--------------

全員にお伺いします。

<p>問9 「無届施設」や「無届施設」の疑いがある施設に関する情報収集や届出動員を実施する上での課題 ※該当するものを全てお選びください。</p>	1 「無届施設」や「無届施設」の疑いがある施設に関する情報を収集することが難しい	
	2 「無届施設」や「無届施設」の疑いがある施設」の調査の際に当該施設の協力を得ることが難しい	
	3 届出制度に強制力（罰則等）がないため届出動員が難しい	
	4 届出するメリットを感じてもらえない	
	5 特に課題はない	
	6 その他	
	「6 その他」に✔した場合→	(詳細をご記入ください)

## II. 無料低額宿泊所のサテライト型住居について

全員にお伺いします。

<p>問10 条例等における無料低額宿泊所のサテライト型住居に関する規定 ※あてはまるものを1つお選びください。</p>	1 条例等で規定している	
	2 条例等では特に規定していない	
<p>問11(1) サテライト型無料低額宿泊所の設置数 ※当該施設が存在しない場合はゼロ(0)とご記入ください。</p>	a. 本体施設	b. サテライト型住居
	c. 事業者名・施設名 ※インタビュー先の検討等に活用させていただき、公表情報など差し支えない範囲でご記入いただけますと幸いです。 ※複数ある場合は「,」で区切ってご記入ください。	
	① 現時点で既に設置されているもの	(事業者名・施設名をご記入ください)
	② これから設置することが予定されているもの (設置時期未定を含む)	
<p>問11(2) サテライト型無料低額宿泊所の設置に関する事前相談の受付状況 ※あてはまるものを全てお選びください。</p>	1 サテライト型無料低額宿泊所の設置に関する問い合わせがあった →問12へ	
	2 サテライト型無料低額宿泊所の設置に向けた相談を受けた(受けている) →問12へ	
	相談を受けた(受けている)事業者の数→	
	3 上記のいずれも受けていない →回答終了です	

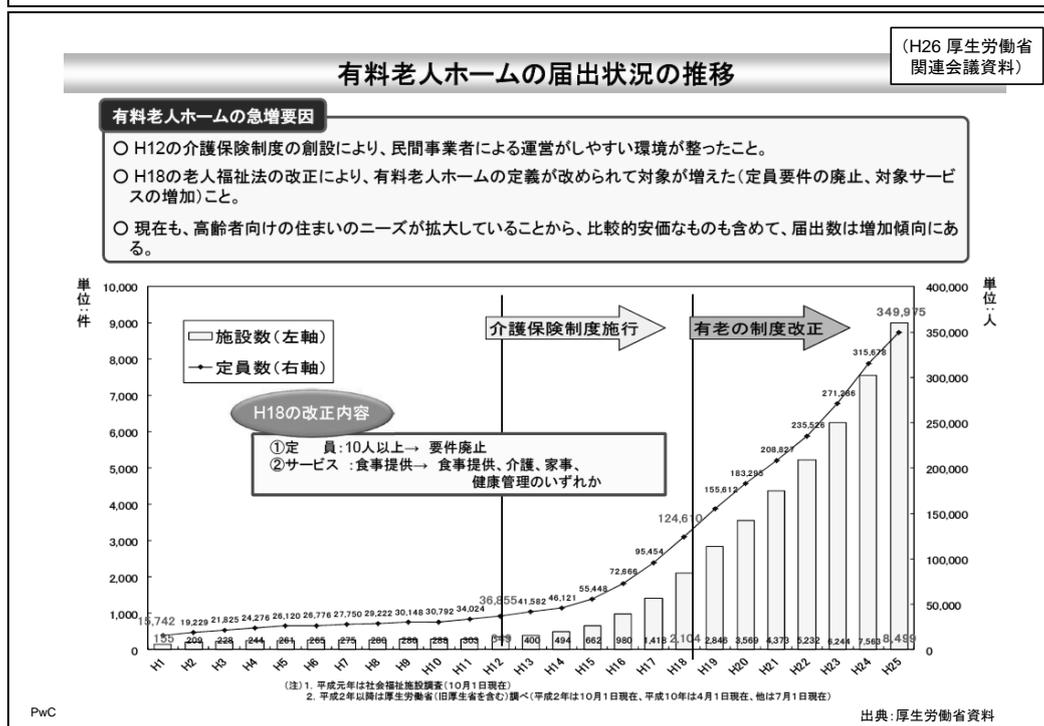
問11(2)で「サテライト型住居の設置に関する問い合わせまたは相談を受けた(受けている)」(選択肢1, 2)と回答された方にお伺いします。

<p>問12 サテライト型無料低額宿泊所の設置に向けて事業者が懸念しているポイント ※あてはまるものを全てお選びください。</p>	1 本体施設から20分以内で移動できる距離に設置することが難しい	
	2 職員配置の要件を満たすことが難しい	
	3 本体施設の入居者にサテライト型住居の対象となるような方(居宅移行に近い方)がいない	
	4 特に無し(把握していない)	
	5 その他	
	「5 その他」に✔した場合→	(詳細をご記入ください)

ご回答いただき、誠にありがとうございました。



## 参考資料2 有料老人ホームの届出制の変遷について



## 有料老人ホームのフォローアップ調査結果(厚生労働省老健局)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.10.31時点	H22.10.31時点	H23.10.31時点	H24.10.31時点	H25.10.31時点	H26.10.31時点
①届出施設数	4,864件	5,718件	6,726件	7,863件	8,916件	9,941件
②未届施設数*	389件	248件	259件	403件	911件	961件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	
	H27.6.30時点	H28.1.31時点	H28.6.30時点	H29.6.30時点	R1.6.30時点	
①届出施設数	10,627件	—	11,739件	12,608件	13,354件	14,118件
②未届施設数*	1,017件	633件	1,207件	1,049件	897件	665件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	93.7%	95.5%
④未届率 (②/①+②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	6.3%	4.5%

	第12回	第13回
	R2.6.30時点	R3.6.30時点
①届出施設数	14,695件	15,363件
②未届施設数*	641件	656件
③届出率 (①/①+②)×100	95.8%	95.9%
④未届率 (②/①+②)×100	4.2%	4.1%

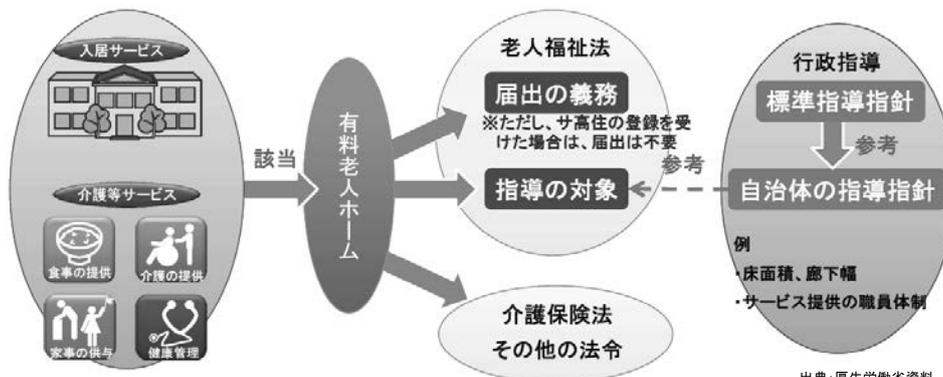
出典:有料老人ホームを対象とした指導の強化について  
(令和4年3月31日老高発0331第1号)

PwC

平成27年  
指導指針改定

## 有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)について

- 有料老人ホームの要件(食事の提供などのサービス提供を行う入居事業)に該当する場合、老人福祉法の規定に基づき、届出の義務が発生し、都道府県知事等による指導の対象となる。
- また、自治体において策定する指導指針は、行政指導のためのガイドラインであり、それ自体に法的な拘束力はないが、必要に応じて、老人福祉法の指導を行うかどうかの目安となるものである。
- 一部においては、「届出を行うことによって、指導の対象になる」「指導指針の内容に合わなければ、届出ができない」などの誤解もあるが、制度の適切な理解を促すことが必要である。



PwC

出典:厚生労働省資料

### 有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント①～

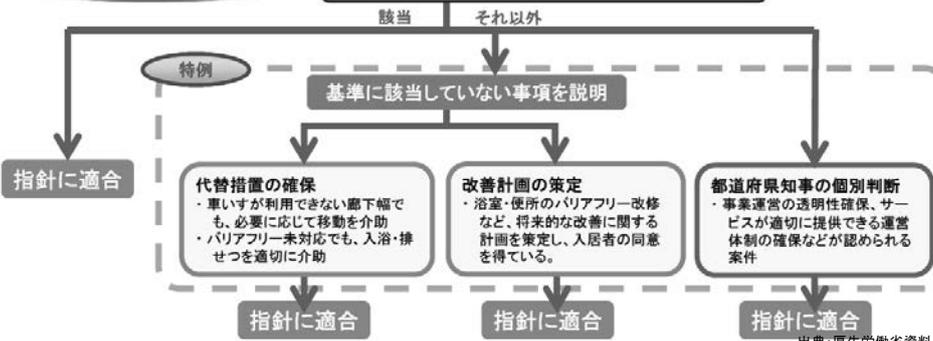
ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化(既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し)

- 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。(H27.7.1から適用)



#### 指針で定める規模・構造基準

- ① 居室の床面積:13㎡以上
- ② 浴室・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置
- ③ 廊下幅:原則 1.8m以上



PwC

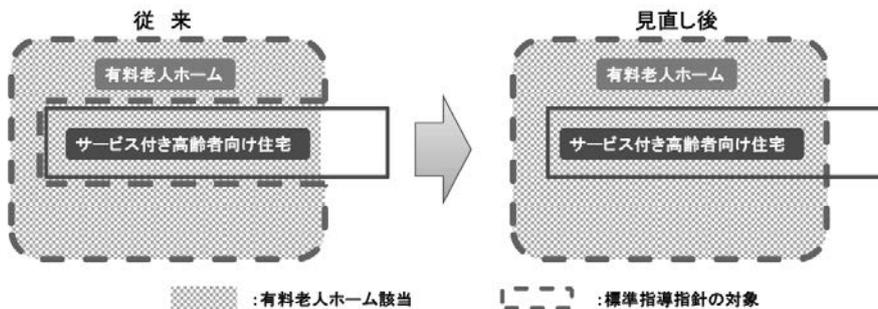
出典:厚生労働省資料

### 有料老人ホーム標準指導指針(ガイドライン)の見直し～ポイント③～

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

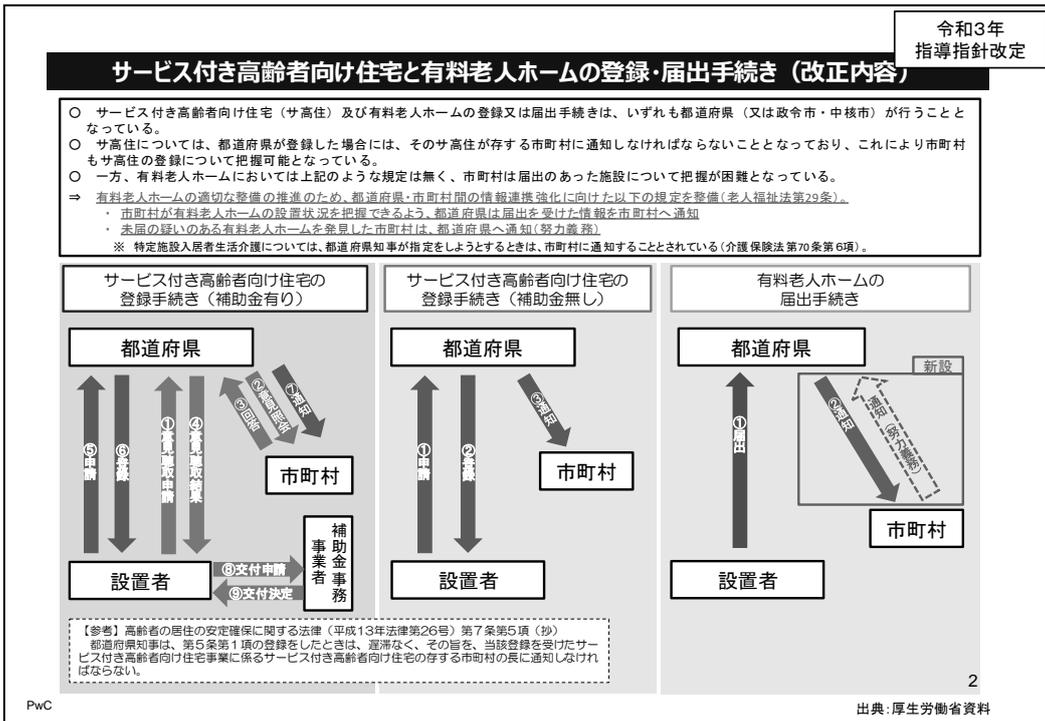
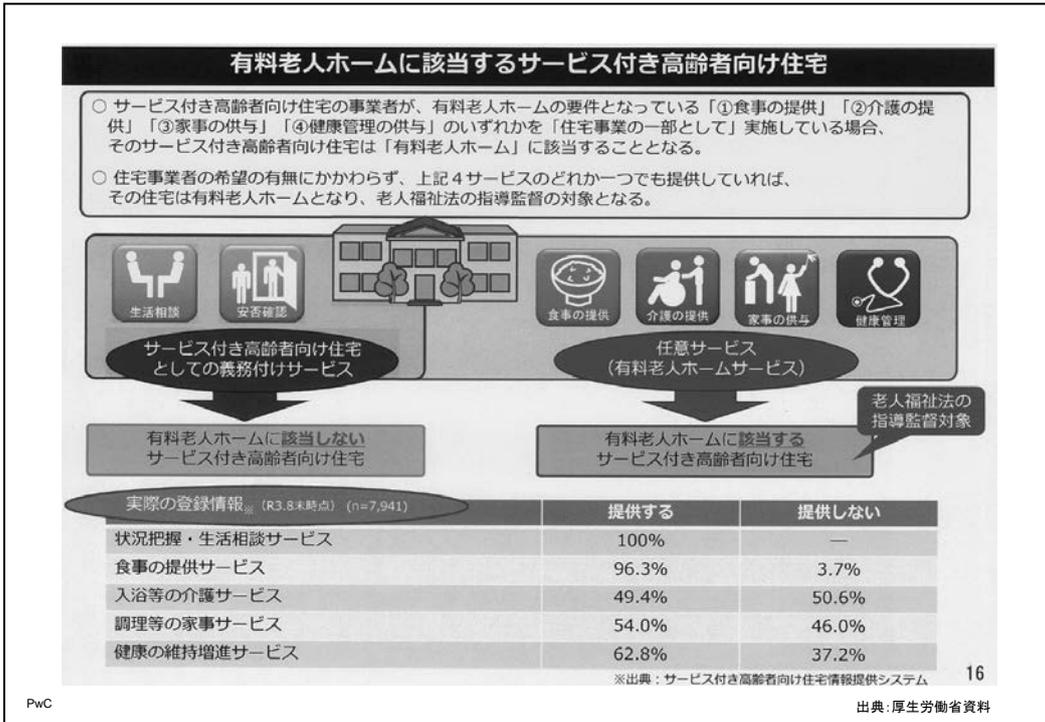
- 従来の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としていたが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多かった。
- サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。(H27.7.1から適用)

※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。



PwC

出典:厚生労働省資料



令和4年度社会福祉推進事業  
無料低額宿泊所のサテライト型住居の運営状況等に関する調査研究事業  
報告書

令和5年3月  
PwC コンサルティング合同会社  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー  
TEL : 03-6257-0700 (代表)

[JOB コード : Y175]